

REPORT 2016

Yamanashi Shinkin Bank
ディスクロージャー誌

わたしたちは、
いつまでも信頼され愛される
信用金庫を目指します。



あなたの、いちばんであるために。

山梨信用金庫



未来につなごう地域の夢
100th Anniversary



当金庫の概要 (平成28年3月31日現在)

創 立	大正 15 年 11 月 16 日
本 店	山梨県甲府市中央一丁目 12 番 36 号
常勤役職員	464 名
店 舗 数	33 店舗
会 員 数	67,953 人
出 資 金	10,363 百万円
預 金	409,778 百万円
貸 出 金	169,865 百万円

Symbol Mark



山梨の誇る名水。その透き通る水滴に映る、青い空と二筋の白い雲。二筋の雲は勢いよく上方へ伸びながら、互いに交じり合い、山梨信用金庫の「y」を形作っています。

これは、お客様と私たちの未来へ向かうコミュニケーションを表し、透明な水滴はクリーンなイメージを、また、清々しいブルーは若さと、新しい力を表現しております。

CONTENTS

- 1 ごあいさつ
- 2 事業の概況
- 4 山梨信用金庫と地域社会
地域経済活性化への取り組みについて (平成28年3月31日現在)
- 6 中小企業の経営の改善及び地域活性化
のための取り組みの状況
- 9 社会貢献に関する取り組み
- 10 総代会制度
- 12 組織図 (平成28年6月30日現在)
役員一覧 (平成28年6月30日現在)
- 13 山梨信用金庫の沿革
金庫の主要な事業の内容
- 14 リスク管理体制
- 16 コンプライアンス (法令等遵守) 体制
金融ADR制度への対応
反社会的勢力に対する基本方針
- 17 内部管理基本方針
顧客保護等管理態勢
- 18 営業のご案内
- 21 お勧め商品等のご紹介
- 22 店舗・ATMコーナーのご案内
- 23 各種手数料一覧表
- 24 資料編

- 本誌は信用金庫法第89条 (銀行法第21条準用) に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
- 本誌に記載の金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

いつまでも信頼され
愛される信用金庫を
目指します。

経 営 理 念

- 一、公共的使命と社会的責任を自覚し、地域社会の発展に貢献します。
- 一、住民の豊かな暮らしと中小企業の繁栄に奉仕します。
- 一、健全経営を堅持し、お客様の信頼と期待に応えます。
- 一、職員の融和と資質の向上を図り、働きがいのある職場を創ります。



ごあいさつ

盛夏の候、会員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃のご支援ご愛顧に厚く御礼申し上げますとともに、ここに、第92期（平成27年度）の事業の概要および決算状況をご報告申し上げます。

さて、平成27年度のわが国経済は、経済財政政策の取組みや円安基調に推移した為替相場等を背景とし、緩やかな回復基調にありましたが、12月、米国における10年ぶりの利上げを契機に、為替相場や株式市場に先行き不安定感が高まることとなりました。こうした中、日本銀行は、インフレ期待の後退を回避すべく「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策を導入し、現状では長期金利がマイナス水準で推移する等、金融市場では一定の効果が表れているものの、実体経済面については、引き続き注視する必要があるものと思料しております。

一方、当金庫の営業エリアにおきましては、富士山の世界文化遺産登録を契機としたインバウンド消費が引き続き堅調に推移したものの、一時の隆盛に落ち着きがみられるようになってまいりましたが、インフラ整備に関しましては、中部横断道やリニア中央新幹線等周辺地域とのネットワーク強化等将来に向けた取組みが着実に進められているところであり、当金庫といたしましても、こうした地域の取組みが将来の経済発展に結び付けられるよう、地域金融機関として役割を果たしていくことが責務と考えております。

平成27年度は、「活性力～自己成長と意識改革」をテーマに掲げ、お客様の多様なニーズに応え、地域に根ざした金融機関としての責任を果たしていくため、積極的に地域貢献型経営に取り組んでまいりました。

具体的には、国の推進する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にもとづき、地方公共団体が取り組む様々な取組みに積極的に参画するため、「地方創生推進委員

会」を設置し、「地方版総合戦略」の策定に参加したほか、山梨県ほか地方公共団体と協定を締結し、定住人口確保、小規模事業者振興等に向けた取組みに積極的に参加してまいりました。また、取扱開始から2年目となる「やましん職域パートナー制度」においては、提携事業所が3,285先となり、さらに多くの従業員の皆様に優遇商品等特典をご利用いただくことで、経営者の皆様に対して福利厚生の実施に向けたお手伝いをさせていただくとともに、提携事業所の資金ニーズについても対応に努めてまいりました。

こうした取組みに加えて、全員営業体制の下で、営業活動に注力するとともに、効率的な業務運営に努めた結果、預金残高は前期末比26億円増加し、収益面では、本業の収益力を示すコア業務純益は12億円、当期純利益は13億円と26年度を上回る実績を上げることができました。経営の健全性を示す自己資本比率につきましては、10.37%となり、健全性の目安とされる4%を大きく上回る水準を維持しております。

当金庫は、本年11月16日をもちまして創立90周年を迎えます。大正15年の創立以来、地域の皆様の発展とともに今日を迎えられますことは、ひとえに会員の皆さま、お取引先の皆さま、地域の皆さまの永年にわたるご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

平成28年度は、「イノベーション～選択と集中」をテーマとし、「いつまでも信頼され、愛される信用金庫」として地域の皆様に評価をいただけますよう、役職員一同力を合わせて専心努力してまいりますので、皆さまには、当金庫へのご理解を一層深めていただき、尚一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年7月

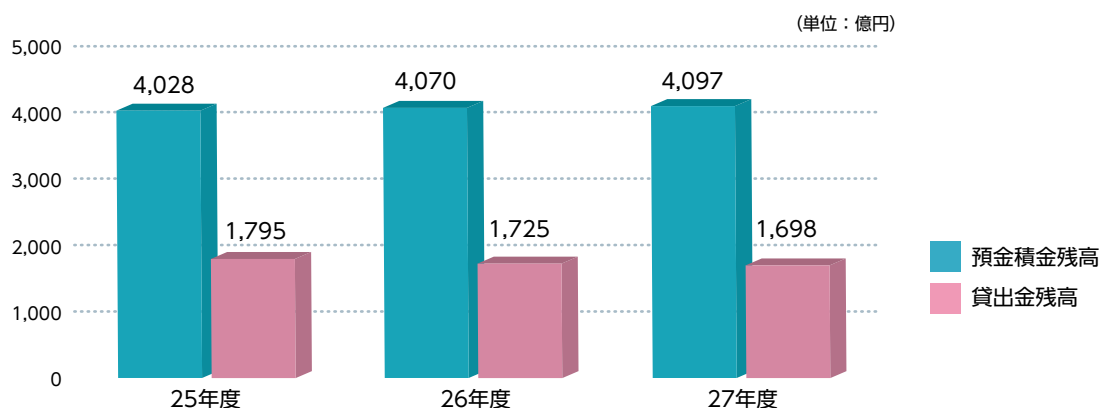
理事長 五味節夫

事業の概況

預金積金・貸出金の状況

預金積金は、前年度比26億円増加し、4,097億円となりました。貸出金残高は、個人ローンの推進や地域の中小企業に対する円滑な資金供給への対応に積極的に取り組んだものの、資金需要の低迷等の影響から同比27億円減少の1,698億円となりました。

預金積金・貸出金残高の推移



損益の状況

最終利益である当期純利益は、前年度比411百万円増加の1,341百万円となりました。

経常収益は、国内外の経済の先行き不透明感から資金需要が低迷したこと等により、貸出金利息が減少したことから、前年度比212百万円減少の6,708百万円、経常費用は、日常の節減努力による経費の減少等に加え、貸倒れに備える費用が減少したこと等から前年度比678百万円減少の5,217百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比465百万円増加の1,491百万円を計上しております。

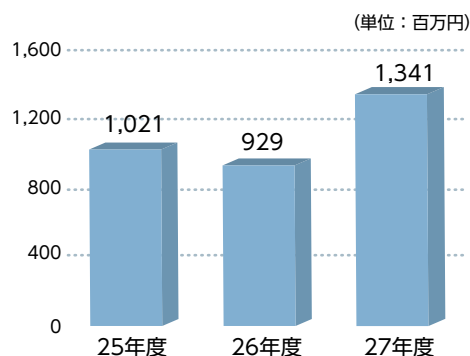
損益の内訳

(単位：百万円)

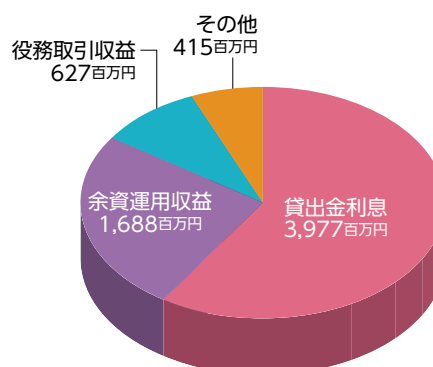
	25年度	26年度	27年度
経常収益	7,030	6,921	6,708
うち貸出金利息	4,429	4,169	3,977
うち余資運用収益	1,500	1,674	1,688
うち役務取引収益	610	618	627
経常費用	5,840	5,895	5,217
うち預金利息等	123	112	125
うち役務取引費用	367	379	385
うち経費	4,512	4,368	4,148
うち貸出金償却・引当費用	725	958	480
経常利益	1,190	1,026	1,491
特別損益・税金等	▲ 168	▲ 96	▲ 150
当期純利益	1,021	929	1,341

(注) 余資運用収益：預け金利息、有価証券利息配当金、国債等債券売却益、国債等債券償還益、株式等売却益の合計額

当期純利益の推移



経常収益の内訳



(注) 図表中の金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の各図表における金額についても同様です。

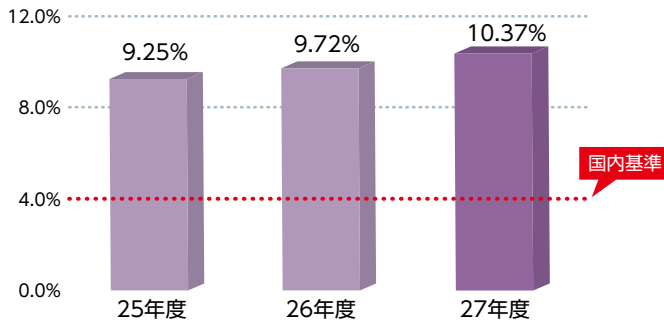


自己資本比率の状況

「自己資本比率」は、金融機関の健全性・安全性を表す重要な指標のひとつです。当金庫の平成27年度末における自己資本比率は、10.37%となり、健全性・安全性の目安とされる4%（国内基準）を大きく上回っています。

※詳細については39ページをご参照ください。

自己資本比率の推移



自己資本比率
10.37%

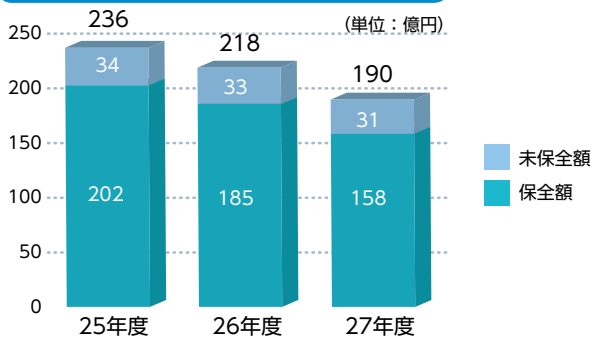
国内基準の4%を十分に上回っております

金融再生法上の不良債権の状況

金融再生法上の不良債権額は、前年度比27億円減少の190億円となり、不良債権比率については、同比1.39ポイント減少し、11.10%となりました。

また、これらに対する担保・保証ならびに貸倒引当金による保全率は83.25%と前年度と同水準を維持しております。

不良債権額の保全・未保全額の推移



(注) 保全額: 担保・保証による保全額及び貸倒引当金の合計額

債権区分の内訳と推移

	25年度	26年度	27年度
破産更生債権	134	121	95
危険債権	95	91	88
要管理債権	7	6	7
不良債権合計 (A)	236	218	190
正常債権	1,587	1,532	1,529
開示債権合計 (B)	1,824	1,751	1,720
不良債権比率 (A) ÷ (B)	12.98	12.49	11.10
保全額 (C)	202	185	158
保全率 (C) ÷ (A)	85.44	84.86	83.25

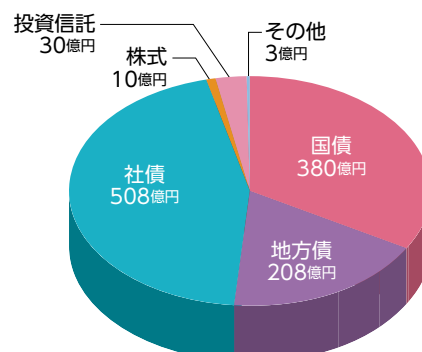
(単位: 億円、%)

(注) 1. 不良債権額: 要管理債権、危険債権、破産更生債権の合計額
2. 保全額: 担保・保証による保全額および貸倒引当金の合計額

有価証券の状況

有価証券については、国債・地方債・金融債等を中心に計画的かつ安全性に留意した運用を行っています。

保有有価証券残高の内訳



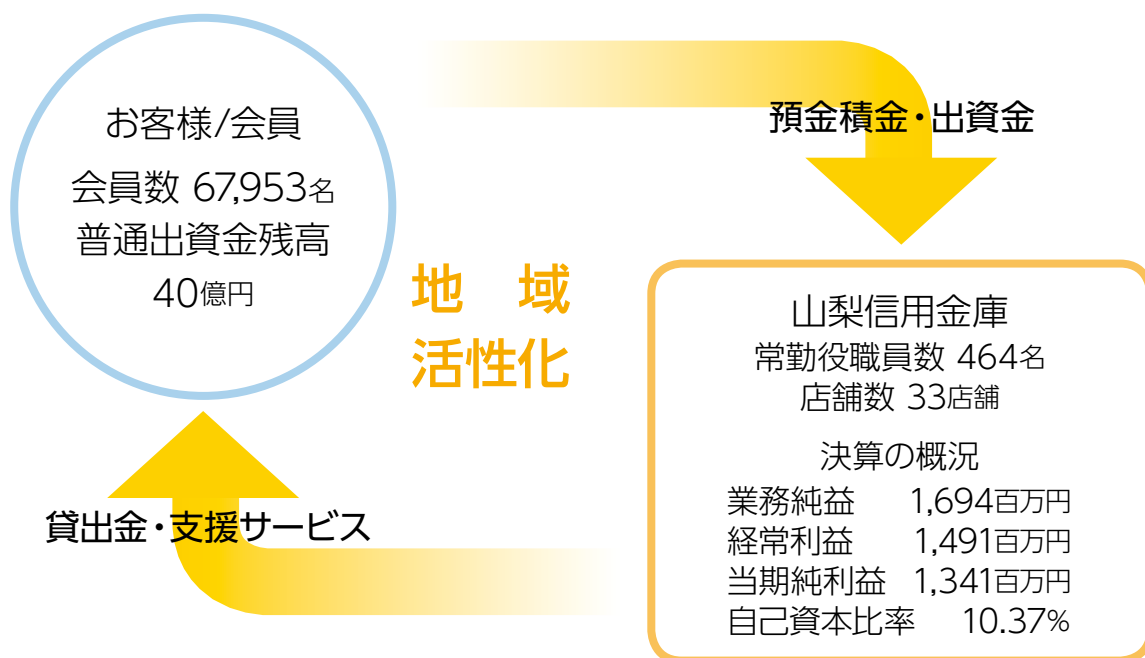
山梨信用金庫と地域社会 地域経済活性化への取組みについて

〈平成28年3月31日現在〉

地域貢献活動の考え方

当金庫は、山梨県全域、神奈川県相模原市、東京都八王子市・町田市を事業区域として、地域の中小事業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている金融機関です。

地域のお客様からお預かりした大切な資金を、地域で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小事業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。



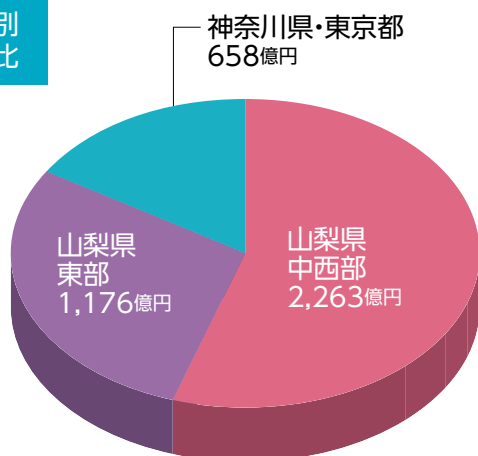
預金積金に関する事項

預金積金残高 4,097億円

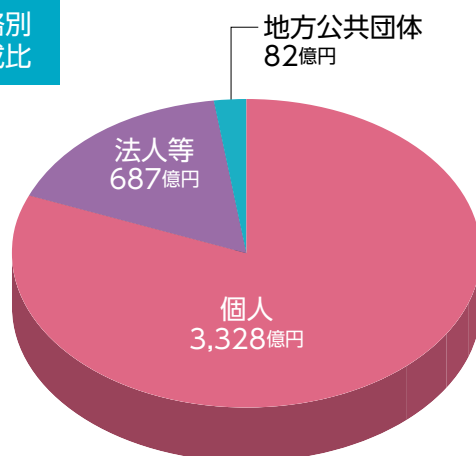
預金積金につきましては、個人のお客様から3,328億円、法人等から687億円、地方公共団体から82億円を預入いただいております。

これからも、新商品の開発やサービスの充実を通じて、地域の皆様の資産形成のお手伝いに貢献できるよう努めてまいります。

地域別
構成比



人格別
構成比



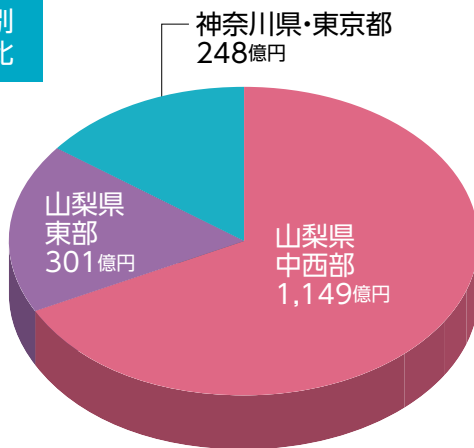


貸出金に関する事項

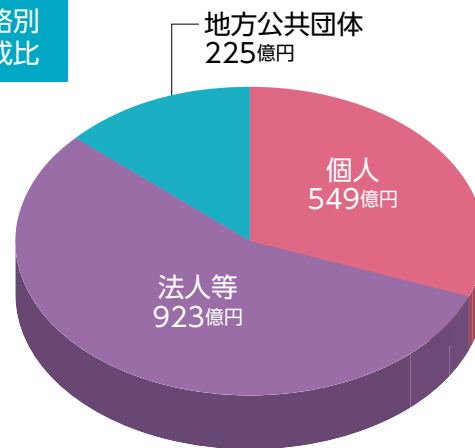
貸出金残高 1,698億円 預金積金に対する貸出金の割合 41.45%

地域のお客様からお預かりした資金を、地域社会の発展に広く活用いただくため、特定の業種に偏ることなく、小口多数を基本とした融資推進に努めています。事業者のお客様には、運転資金として620億円、設備資金として302億円をご融資しています。また、個人のお客様には、住宅ローン、消費者ローン合わせて549億円のご利用をいただいております。

地域別
構成比



人格別
構成比

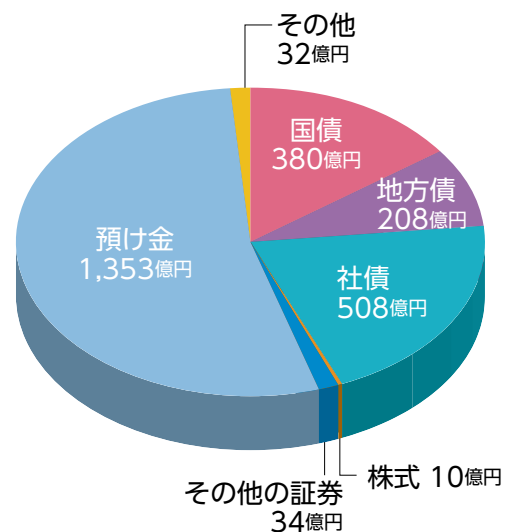


貸出金以外の運用状況

余裕資金運用残高 2,530億円

貸出金以外の余裕資金は、有価証券、預け金を対象に運用しています。有価証券投資は国債等の公共債を中心としており、預け金はそのほとんどが業界の中央機関である信金中央金庫に対するものです。

安全性や各種リスクに配慮した慎重な運用を行っています。



地域密着型金融の主な取組み

当金庫は、「地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、中小企業金融の円滑化、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいりました。

今後とも、「地域密着型金融」における諸施策を継続・深化させることにより、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

6ページ

社会貢献に関する取組み

スポーツ振興・社会貢献活動等を積極的に展開してまいりました。

また、経営者会や年金友の会等のお客様参加型の組織を運営し、お客様相互間のネットワークの充実・構築の場をご提供いたしております。

9ページ

中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組みの状況

地域密着型金融の主な取組み

当金庫は、地域金融機関としての役割を果たすため、「地域密着型金融」を恒久的に推進していくべきテーマとして捉え、各種施策を事業計画に織り込み推進しています。

今後も引き続き、お取引先に対する円滑な資金供給および経営支援活動等に取り組むとともに、地域の皆様のニーズにあった金融商品の提供、これらのための人材育成等の体制整備に努めてまいります。

具体的取組策と取組実績（平成27年4月から平成28年3月）

販路拡大支援

当金庫独自では4回目の開催となる「山梨しんきんビジネスマッチング2015」を開催したほか、県外信用金庫が主催する同様のフェアに当金庫のお客様に参加いただき、販路拡大につながる商機の獲得に向けた機会をご提供いたしました。

山梨しんきんビジネスマッチング2015



会場の様子

山梨しんきんビジネスマッチング 2015	参加企業 74 社、ガイドブック掲載企業 467 社、成約件数 18 件
長野しんきんビジネスフェア 2015	参加企業 7 社
しんきんフェア静岡 2015	参加企業 6 社、ガイドブック掲載 34 社
2016 全国!うまいもん発掘大商談会（城南信用金庫主催）	参加企業 1 社
山梨県信用金庫協会主催 しんきん個別商談会	参加企業 4 社

創業・新規事業支援

- 創業支援 山梨県制度融資「起業家支援融資」および神奈川県制度融資「創業支援融資」の活用
創業支援関連融資： 22件 127百万円
- 新規事業支援 山梨県制度融資「新分野進出支援融資」の活用
新規事業関連融資： 9件 64百万円

成長分野への支援

- 医療・介護・健康関連事業・高齢者向け事業・環境エネルギー事業等、成長が見込める分野におけるお客様に
対し、「やましん地域活性化ファンド」を活用
実績：12件 259百万円

資金調達手段の多様化への対応

- 不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資商品「NEWプレミアムサポート」の活用
実績：161件 2,363百万円



経営改善支援の実施

経営課題の解決を通じて、業況改善を目指すお取引先に対し、経営改善に向けたご支援を実施しております。

平成27年度経営改善支援の取組み実績

		期初 債務者数	経営改善支 援取組先数	期末に債務 者区分がラ ンクアップ した先数	期末に債務 者区分が変 化しなかつ た先数	再生計画を 策定した先 数	経営改善 支援取組率	ランク アップ率	再生計画 策定率
		A	B	C	D	E	B / A	C / B	E / B
要 注 意 先	うちその他 要注意先	420	78	8	68	60	18.5%	10.2%	76.9%
	うち要管理先	11	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先		62	10	0	10	9	16.1%	0.0%	90.0%
合 計		493	88	8	78	69	17.8%	9.0%	78.4%

	経営改善支援取組先	ランクアップ先数	ランクアップ率
平成 25 年度	117 先	12 先	10.2%
平成 26 年度	102 先	9 先	8.8%
平成 27 年度	88 先	8 先	9.0%

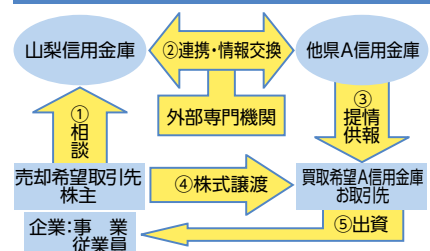
※ランクアップ先数については、期中に完済した先を除いております。

事業再生・業種転換支援

● 事業再生支援へ向け、外部専門機関との連携強化

実績 経営サポート会議の活用	件数：4 件
中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業の活用	件数：3 件
経営改善支援センター事業の活用	件数：3 件
やまなし産業支援機構（専門家派遣）の活用	件数：1 件
信用保証協会専門家派遣サポート事業の活用	件数：7 件

M&A（株式譲渡方式）の成功事例



・株主と社長が代わるだけで、譲渡企業（事業・従業員等）はそのまま存続します。
・当金庫がお手伝いするのは、売手と買手が対等な立場で条件交渉を行い、関係者全員が、「やってよかった」と思えるような「友好的M&A」です。

事業承継支援

後継者が不在等の理由により事業承継を検討しているお取引先事業所に対し、中小企業支援機関等と連携して情報提供や助言を実施するほか、信金キャピタル(株)等と連携し、M&Aの相談・支援を実施しております。

地域やお客様に対する情報発信

● 「やましん景況レポート」の発行

当金庫のお取引先企業120社を対象にアンケートを実施し、その調査結果を分析したレポートを四半期毎に発行しています。また、回数ごとに特別調査を実施しており、その時々々の旬な話題を提供しております。

● ホームページ・ディスクロージャー誌による情報発信

ディスクロージャー誌、ホームページにて地域密着型金融の取組実績を掲載しています。ホームページにつきましては、より活用いただきやすくするために全面的に更新いたしました。引き続き新着情報やキャンペーン商品等を随時発信してまいります。

お取引先事業所ご支援のための体制整備

● 当金庫は、「第1号経営革新機関」です。

「中小企業経営力強化支援法」にもとづく認定を得た「第1号経営革新機関」として、お取引先事業所に対し、実効性ある相談、助言、指導等の支援を実施してまいります。

● 以下の外部機関等と連携しております。

山梨県中小企業再生支援協議会 地域経済活性化支援機構 (REVIC)	お取引先事業所の再生に向けた取組みを支援いたします。
中小企業・小規模事業者ビジネス創造等 支援事業 (ミラサボ) の活用	中小企業者や事業者の抱える経営課題や相談ニーズにきめ細かく対応いたします。
T K C 西東京山梨会 税理士会	経営改善に向けた経営改善計画の策定を支援いたします。
信金キャピタル(株)	企業買収による業容拡大を求めるお取引先事業所や、後継者が不在等の理由により企業の売却等を検討されているお取引先事業所を支援いたします。

地方創生に対する取組み

平成26年12月、人口減少や地域活性化に向けた取組みを行う「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定を受けて、地方公共団体では「地方版総合戦略」の策定が進められてきました。

当金庫におきましても、こうした取組みに積極的に参画すべく、27年5月に「地方創生推進委員会」を立ち上げ、営業地区内の地方公共団体を訪問し、情報収集を進めたほか、地方公共団体が立ち上げた連絡会議や委員会への参加を通じて各種協定を締結するとともに、地域の定住人口の確保に貢献すべく、営業店長を移住アドバイザーに任命いたしております。



「定住人口確保に関する連携協定」締結式

1. 「地方版総合戦略策定会議」への参画

南アルプス市および笛吹市について、「地方版総合戦略策定会議」にオブザーバーとして参加

2. 協定書の締結

富士吉田市 「定住促進奨励金制度提携住宅ローンに関する協定書」を締結

南アルプス市 「がんばる子育て応援事業に関する協定書」を締結

※その他、各自治体や商工会・観光協会等が主催する情報連絡会議、研究会等に参加し、定住人口の確保や、地域経済の活性化に向けた提携・意見交換等を実施いたしました。

金融円滑化に向けた取組みの状況

取組方針

お客様からの資金需要やご返済条件の変更等のお申込みやご相談があった場合には、お客様の抱えている課題等を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組んでまいります。

また、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合などには、守秘義務等に留意し、お客様の同意のもとで他の金融機関や信用保証協会等と情報の確認・照会を行うなど、緊密に連携しながらお客様の資金繰りや課題解決に取り組んでまいります。

条件変更等の実績 (平成28年3月31日現在)

(単位：件、百万円)

	中小企業者		住宅ローン	
	件数	金額	件数	金額
相談受付	4,584	109,013	434	4,470
実行済	4,379	105,821	353	3,725
謝絶	112	2,215	50	439
取下げ	77	854	25	234
審査中	16	122	6	71

【相談受付窓口】

設置場所	各営業店
受付方法	ご来店、お電話等
受付時間	平日 9:00～15:00
電話番号	店舗一覧をご覧ください
対象	当金庫で事業資金融資・住宅ローンをご利用のお客様
※現在お取引いただいている各本支店にお申し出下さい。 ※平日時間外でのご相談等については、個別に対応いたしますので、お取引店にご相談下さい。	



社会貢献に関する取り組み

地域社会の一員として、スポーツの振興、ボランティア活動、サークル活動、地域貢献活動を下記のとおり実施いたしました。

スポーツの振興

- 郡内親善ママさんバレーボール大会の開催 (10月)
46チーム535名参加
- 山梨信用金庫杯争奪卓球大会の開催 (3月)
小・中学生53チーム549名参加

第36回郡内親善ママさん
バレーボール大会



第23回山梨信用金庫杯
争奪卓球大会



ボランティア活動

- 全店で店舗周辺の清掃活動を実施
(6月15日信用金庫の日)
役職員471名参加
- 献血活動の実施 (6月)
役職員58名実施
- 全役職員による『愛の募金活動』の実施 (6月)

「信用金庫の日」店舗周辺の清掃活動



サークル活動

- 山寿会 (年金友の会) 総会および前川清とクールファイブ歌謡ショーの開催 (9月)
山寿会会員3,612名参加
- 経営者会新春合同講演会の開催 (2月)
講師 大峯 麻友 氏
「宝塚歌劇団に学ぶコミュニケーション
～100人中99人に『好かれる』ルール」
357名参加

第29回山寿会総会の開催



経営者会新春合同講演会の開催



地域貢献活動

- 甲府市主催「甲府大好きまつり」への参加 (10月)
職員27名参加
- 「富士山環境美化クリーン作戦2015」に参加し
富士山の清掃活動を実施 (8月)
職員148名参加

甲府大好きまつりへの参加



富士山環境美化クリーン作戦2015



総代会制度

当金庫では、会員の皆様のご意見を反映した開かれた総代会の確立に努めており、更にご理解を深めていただきたく、ご案内いたします。

信用金庫は、お客様である「会員相互による自治」を基本に、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神により、経済的・文化的・社会的価値を重視し、地域とともに歩む協同組織金融機関であります。

このように社会志向性が極めて高い信用金庫では、出資をいただいております会員が一人一票の平等な議決権を持ち、会員の皆様の多様なご意見を反映できるよう民主的な運営形態となっておりますが、当金庫は会員数がたいへん多く、総会の開催は現実的に困難であります。

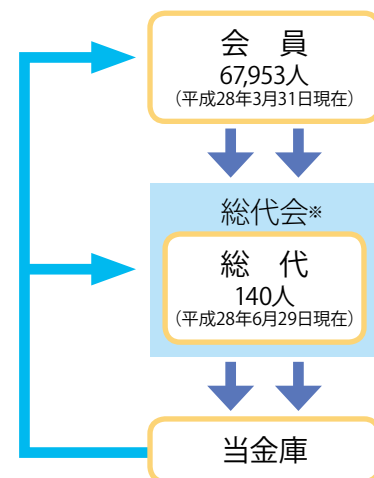
そこで、当金庫では総会に代えて、会員の代表者による総代会制度を採用しております。総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代会では、決算その他、経営の重要事項を決議する最高意思決定機関となっており、総会と同様に会員一人ひとりのご意見が反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域毎に総代候補者を選任する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

また、当金庫では総代会のみに捉われず、日頃より営業活動等を通じて、総代および会員の皆様とのコミュニケーションを更に深め、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

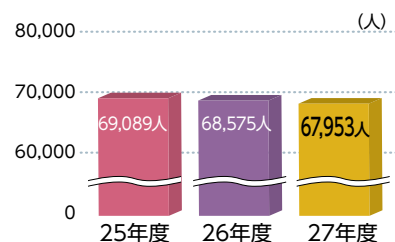
なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

会員と総代、当金庫の関係



※総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映させるための開かれた制度です。

会員数の推移



総代とその選任方法について

①選任区域

総代選任のため、当金庫の営業地区を13区の選任区域に分け、各区域ごとに総代を選出しております。

②任期と定数

総代の任期は3年です。当金庫の総代の定数は120人以上150人以内で、改選の都度、会員数に応じて選任区域ごとに定めております。なお、平成28年6月29日現在の総代数は140名です。

③選考基準

総代選考のための基準は次のとおりです。

- ・総代としてふさわしい見識を有している方。
- ・人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している方。
- ・就任時の年齢が満75歳未満の方。但し任期中75歳を迎えたときは、その任期までとする。
- ・その他総代選考委員が適格と認めた方。

総代の属性別構成比

職 業 別	法人代表者 71%、法人役員 7%、個人事業主 16%、その他 6%
年 代 別	70代 27%、60代 45%、50代 19%、40代 9%
業 種 別	製造業 19%、建設業 22%、卸・小売業 23%、サービス業 12%、不動産業 4%、その他 20%



総代が選任されるまでの手続きについて

地区を13区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める

①総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により選任区域ごとに会員のうちから総代選考委員を委嘱

総代選考委員の氏名を店頭に掲示

②総代候補者の選考

総代選考委員が総代候補者を選考 → 理事長に報告

総代候補者の氏名を1週間店頭に掲示（山梨日日新聞・神奈川新聞に公告）

異議申出期間（公告後2週間以内）

③総代の選任

公告後2週間経過

会員から異議がない場合、または選任区域の会員数の1/3に達しない会員から異議申出があった総代候補者

選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議申出があった総代候補者

異議申出された総代候補者が選任区域の総代の定数の1/2以上の場合

異議申出された総代候補者が選任区域の総代の定数の1/2未満の場合

A、Bのいずれか選択

A 他の候補者を選考

B 欠員（改めて選考を行わない）

上記②の手続きをとる

理事長は総代候補者を総代に委嘱

総代の氏名を1週間店頭に掲示

第92期（平成27年度）通常総代会決議事項等について

平成28年6月29日、第92期（平成27年度）通常総代会を開催し、業務報告、貸借対照表および損益計算書の件について報告するとともに、下記の件を決議しました。

決議事項

- 第1号議案 第92期（平成27年度）
剰余金処分（案）承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 会員の法定脱退に関する件

各選任区域総代名（平成28年6月29日現在）

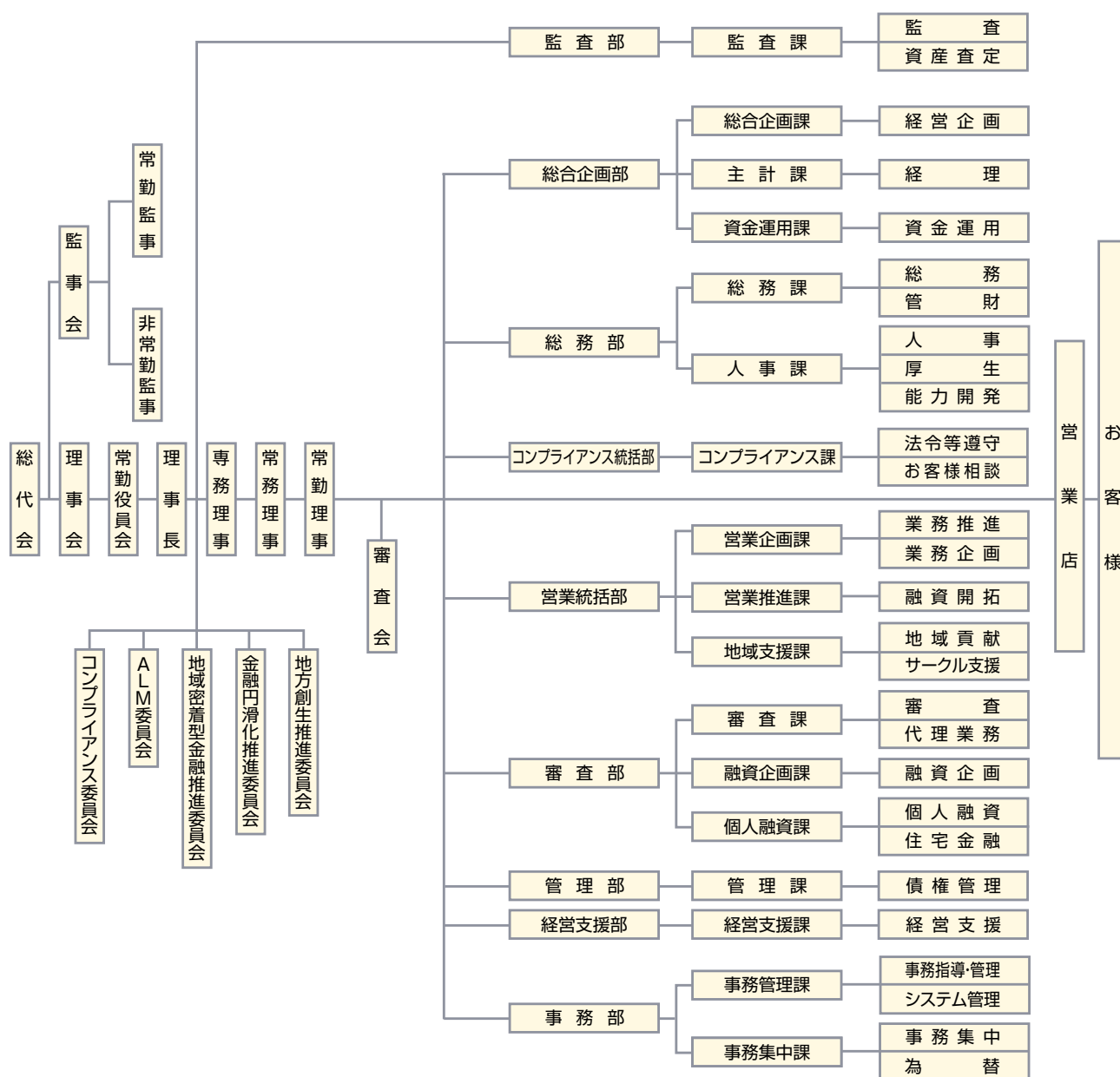
（順不同・敬称略）総代総数 140 名

区域	氏 名	区域	氏 名	区域	氏 名	区域	氏 名	区域	氏 名
甲府中央・北区	生野 昭 ⑥	峡中区	黒澤 新吾 ④	峡東区	寺本 達美 ②	富士吉田区	渡辺 孝幸 ⑥	都留区	千野 高嗣 ⑥
	早野 潔 ⑥		梶原 直洋 ①		宮本 繁 ②		菅沼 宏務 ④		菅谷肇太郎 ④
	羽中田 譲 ⑥		中村己喜雄 ⑥		青木 勝光 ⑥		大森 彦一 ④		井上 博之 ②
	内藤 民部 ⑥		末木 恒悠 ⑥		浅野 正一 ⑤		武藤 収二 ③		谷内 正義 ②
	中山 洋一 ⑥		荻野 英治 ③		内藤 進 ④		羽田 誠 ③		渡辺 胆男 ①
	秋山 靖夫 ⑥		萩原 馨 ⑥		丸山 幹雄 ⑥		三枝 孝規 ②		新井 捷治 ⑥
	鶴田哲嗣郎 ③		柳澤 保 ⑥		土橋 敏 ⑥		大森 泉 ①		塚本 榮治 ②
	市川 正仁 ③		水上 誠 ⑤		平山 孝 ②		太田 敏夫 ①		永井 宏文 ①
	上原 重樹 ②		深沢 洋三 ④		長田 憲明 ⑥		遠藤 昌利 ⑥		山本 国孝 ⑥
	諸平 寛人 ②		小林 義照 ①		松山 龍文 ①		藤井與三郎 ⑥		大塚 利之 ①
	坂本 信康 ⑤		野澤 幸也 ①		丹澤 淳人 ⑥		遠山喜一郎 ③		久保田 健 ①
	長田 浩一 ③		清水 光彌 ⑥		渡辺 紘一 ③		渡辺 直企 ①		唐橋 一男 ⑥
	若月 良澄 ③		清水 良宏 ⑥		齊木 智徳 ②		梶原 秀博 ⑥		梶原 君夫 ③
	大沢 正聖 ①		勝又 英之 ⑤		望月 泰男 ⑥		宮下 英三 ⑥		遠藤富士夫 ①
	畠山 晋 ①		中村 章男 ④		飯野 一朗 ⑥		櫻井 義明 ③		佐藤 寅蔵 ⑥
	石井 勲 ②		樋口 三也 ③		秋山 誠 ②		渡辺 久男 ⑥		横山 房男 ⑥
甲府南・東区	相川 英人 ②	峡西・南区	込山 祐規 ③	峡北区	清水 一郎 ①	南都留区	在原 俱根 ④	相模原・八王子区	金井 修一 ④
	鶴田 功 ①		横内 孟 ⑥		落合 忠 ⑥		小佐野 操 ②		坂本 久 ②
	遠藤 孝 ⑥		中込 佳紀 ⑤		後藤 慶家 ⑥		井出 幹夫 ②		小儀 晃 ④
	古屋 仁司 ⑤		水上 忠雄 ④		小俣 孝 ③	上野原・北都留区	秦 吉之介 ⑥		安西 博美 ①
	望月 章 ⑤		有野 文一 ④		正木 藤仁 ②		坂本 丈一 ⑥		細谷 邦博 ①
	石橋 秀樹 ④		新津 尚 ②		鈴木 龍子 ②		佐藤 学 ⑤		佐々木道他 ⑤
	五味 晃 ④		中込 通雄 ①		北川 達夫 ①		波多野裕明 ④		小山昇太郎 ③
	鈴木 浩文 ③		山本 孝夫 ⑤		三木 範之 ④		木村 光一 ④		長田 丈夫 ③
	土橋 正洋 ②		久津間千秋 ④		志村 勝之 ④		井上 公正 ②		
	曲淵 勝重 ①		保坂 直樹 ②		鈴木 治行 ②		原田 頼久 ①		
	末木 好臣 ⑥		岩野 秀夫 ⑥		西室ますみ ①				
	飯塚 正敏 ④		岡 孝 ⑥		五十嵐忠幸 ⑥				
	桜井 俊式 ①		神宮司由則 ④		細谷 憲二 ⑥				
	山口 憲彦 ⑥		秋山 広幸 ③		渡辺 幸雄 ⑥				

※氏名の後の数字は、山梨信用金庫総代としての就任回数となります。

組織図

〈平成28年6月30日現在〉



役員一覧

〈平成28年6月30日現在〉

理事長 五味 節夫
(代表理事)
専務理事 一瀬 昌弘
(代表理事)
常務理事 三井 信治
常勤理事 渡辺 守
常勤理事 江良 成可

理事 長澤 利久^{※1}
理事 上原 勇七^{※1}
理事 富田 重利^{※1}
常勤監事 薮本 利明
監事 渡辺 藤夫^{※2}

※1理事 長澤 利久、上原 勇七、富田 重利は信用金庫業界の「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2監事 渡辺 藤夫は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。



山梨信用金庫の沿革

大正15年11月	産業組合法による「有限責任共立信用組合」として創立	平成16年 9月	青葉支店、上吉田支店、寿支店、しおつ支店、相模原支店、忍野支店を統合し、合計45店舗に個人向け国債の募集取扱開始
昭和 5年 2月	「有限責任信用組合共立金庫」に名称変更	10月	平和通支店、飯田支店、宝支店、和戸支店、山中湖支店を統合し、合計40店舗に
昭和 8年 3月	「有限責任商工信用組合」に名称変更、甲府市柳町98番地に移転	12月	「決済性預金」（無利息型普通預金）を導入
昭和25年 8月	戦後初の預金旅行実施（長野県蓼科高原）	平成17年 3月	法人インターネットバンキングの取扱開始
昭和26年12月	信用金庫法による「甲府商工信用金庫」に改組	9月	須玉支店を統合し、合計39店舗に
昭和38年10月	内国為替取引業務取扱開始	平成18年 6月	国立大学法人山梨大学との包括的業務連携に関する協定を締結
昭和40年 7月	本店事務所を甲府市中央一丁目12番36号に新築移転	8月	富士吉田商工会議所との特別融資制度に関する基本協定等を締結
昭和43年 5月	小野熊平、理事長に就任	9月	韮崎市商工会との「風林火山ビジネスネット」業務委託契約を締結
昭和49年11月	日本銀行歳入代理店（本店）業務取扱開始	平成19年 3月	高木真壽、理事長に就任
12月	預金オンライン稼働（信金東京共同事務センター加盟）		韮崎市商工会との「山梨甲斐もの市場」業務委託契約を締結
昭和53年 2月	両替商業業務取扱開始	平成20年 3月	「やましんビジネスネット」を発刊
昭和58年12月	預金1,000億円達成	4月	「やましん景況レポート」を発刊
昭和60年 1月	外国為替業務取引開始	6月	「富士山世界文化遺産登録山梨県特別協賛企業」の認定を受ける
平成 8年11月	創立70周年記念行事挙行、救急車7台贈呈	平成21年 7月	信金中央金庫との「林業事業体のビジネスモデルにかかる共同研究」を実施
11月	ポスト3次オンラインシステム移行完了	11月	「山梨県がん検診受診率向上セミナープロジェクト協定」を締結
平成10年 6月	小野熊平、会長に就任	平成23年 1月	TKC西東京山梨会と「経営改善計画策定支援サービス」に関する業務委託契約を締結
	雨宮榮之助、理事長に就任	6月	五味節夫、理事長に就任
平成11年 9月	モバイル・テレホンバンキングの取扱開始	11月	白根支店を統合し、合計38店舗に
平成12年 3月	デビットカードの取扱開始	12月	北支店、御坂支店、上谷支店を統合し、合計35店舗に
7月	外貨宅配サービスの取扱開始	平成24年 2月	七保支店、西支店を統合し、合計33店舗に
12月	全国の信用金庫のATM利用手数料無料化開始	9月	「山梨しんきんトラック担保ローン」を発売
平成13年 3月	スポーツ振興くじ当選金払戻業務の取扱開始	11月	第1回「山梨しんきんビジネスマッチング2012」を開催
4月	損害保険窓口販売開始		「中小企業経営力支援強化法」に基づき、「経営革新等支援機関」の認定を受ける
7月	メールオーダーサービスによる個人ローンの取扱開始	平成25年11月	第2回「山梨しんきんビジネスマッチング2013」を開催
10月	大月信用金庫との合併を発表	平成26年 4月	「職域パートナー制度」導入
平成14年 3月	ファクシミリ振込サービス「ペイバイFAX」開始	11月	第3回「山梨しんきんビジネスマッチング2014」を開催
7月	大月信用金庫と合併し、「山梨信用金庫」に名称変更、合計58店舗に	平成27年 5月	山梨県と「定住人口確保に関する連携協定」を締結
	和光泰、理事長に就任	11月	第4回「山梨しんきんビジネスマッチング2015」を開催
平成15年 1月	生命保険窓口販売開始		
4月	インターネットバンキングをスタート		
10月	富士見支店、めじろ台支店、西八王子支店、新田支店を統合し、合計54店舗に		
平成16年 2月	佐々木一彦、理事長に就任		
4月	中央支店、緑ヶ丘支店、鳥沢支店を統合し、合計51店舗に		

金庫の主要な事業の内容

預金業務

- ・預 金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金
定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等

貸出業務

- ・貸 付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越
- ・手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引

為替業務

- ・内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等
- ・外国為替業務
輸出・輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

附帯業務及びその他の業務

- ・代理業務
日本銀行歳入代理店業務、地方公共団体の公金取扱業務
株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払業務
株式会社日本政策金融公庫、信金中央金庫等の業務
- ・保護預り及び貸金庫業務
- ・債務の保証
- ・公共債の引受
- ・国債等公共債の窓口販売業務
- ・長期契約火災保険の募集業務
- ・保険商品の窓口販売（保険業法275条第1項により行う保険募集）
- ・両替業務

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化等により、金融機関のビジネスチャンスは飛躍的に拡大する一方で、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化・多様化しております。

当金庫は、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保するため、リスク管理を重要課題として位置づけ、リスクの正確な認識、継続的な評価、適切な管理・運営に努めており、直面する各種リスク（信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク等）を計量化したうえで自己資本に関連付けて制御する「統合的リスク管理」を導入しております。リスク資本及び各種リスク量等については、統括部署で一元的に管理したうえで、毎月の ALM 委員会及び常勤役員会に報告しており、リスク量が総体的に自己資本額を上回らないように管理しております。

リスクとは…

コントロールすべきリスク

信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出及び利息の回収が困難になるリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の相場の変動により、資産価値が減少するリスク
流動性リスク	市場の混乱・資金の流出等により、通常よりも著しく不利な価格での資金調達を余儀なくされ損失を受けるリスク



当金庫では、貸出資産の健全化、良質化を維持するため審査部門と営業推進部門を分離、独立した厳正な審査態勢を構築しております。審査にあたっては、当金庫のクレジットポリシーに基づき、与信リスクの分散を図るため業種別、規模別、債務者区分別等に分けてポートフォリオを管理しております。また、内部研修や融資トレーニーにより審査能力の向上を図っております。



当金庫では、市場金利、株価、為替それぞれのリスクの計量化を行い、それを毎月開催される ALM 委員会に報告するとともに、当金庫の基本方針や業務運営方針に則った資産・負債のコントロールを行っております。また、フロントオフィス・ミドルオフィス・バックオフィスが行う業務については分離し、相互牽制を図っております。



当金庫では、資金繰りに関しては流動性リスク管理要領を制定し、資金繰り状況の逼迫度に応じて平常時・懸念時・危機時に区分し、それぞれに対応した資金繰りの体制を確立しております。

極小化すべきリスク（オペレーショナル・リスク）

事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピューターシステムの障害や誤作動、システムの不備、不正利用等により損失を被るリスク
法務リスク	金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程に違反する行為やその恐れがある行為が発生することで信用の失墜を招き損失を被るリスク
風評リスク	評判の悪化により会員・顧客・取引先等関係者の当金庫に対するイメージと信用の失墜から、経営上重大な有形無形の損失を被るリスク
人的リスク	不適切な職場の安全管理、人事運営上の不公平・不公正及び差別的行為等から生じる損失・損害を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスク



当金庫では、常に事務リスク発生危険度を把握し、規程、要領等に則り、厳正な事務管理に努めております。また、監査部門による臨場監査を実施し、規程・要領の遵守状況をチェックするとともに、事務の正確性維持及び事故防止に努めております。



当金庫では、システムリスク管理要領及び情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）を制定し、さらに充実したシステムリスク管理体制の構築を図り、システムの安全性・信頼性を維持し、情報資産の保護に努めております。



当金庫では、経営理念・倫理綱領・コンプライアンスマニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、法令遵守体制の構築を図っております。



当金庫では、風評リスクを未然かつ最小限に抑えるために、風評情報の収集・報告体制の整備や適切な情報開示に努めております。また、万一発生した場合に備え、適切な対応方法も策定しております。



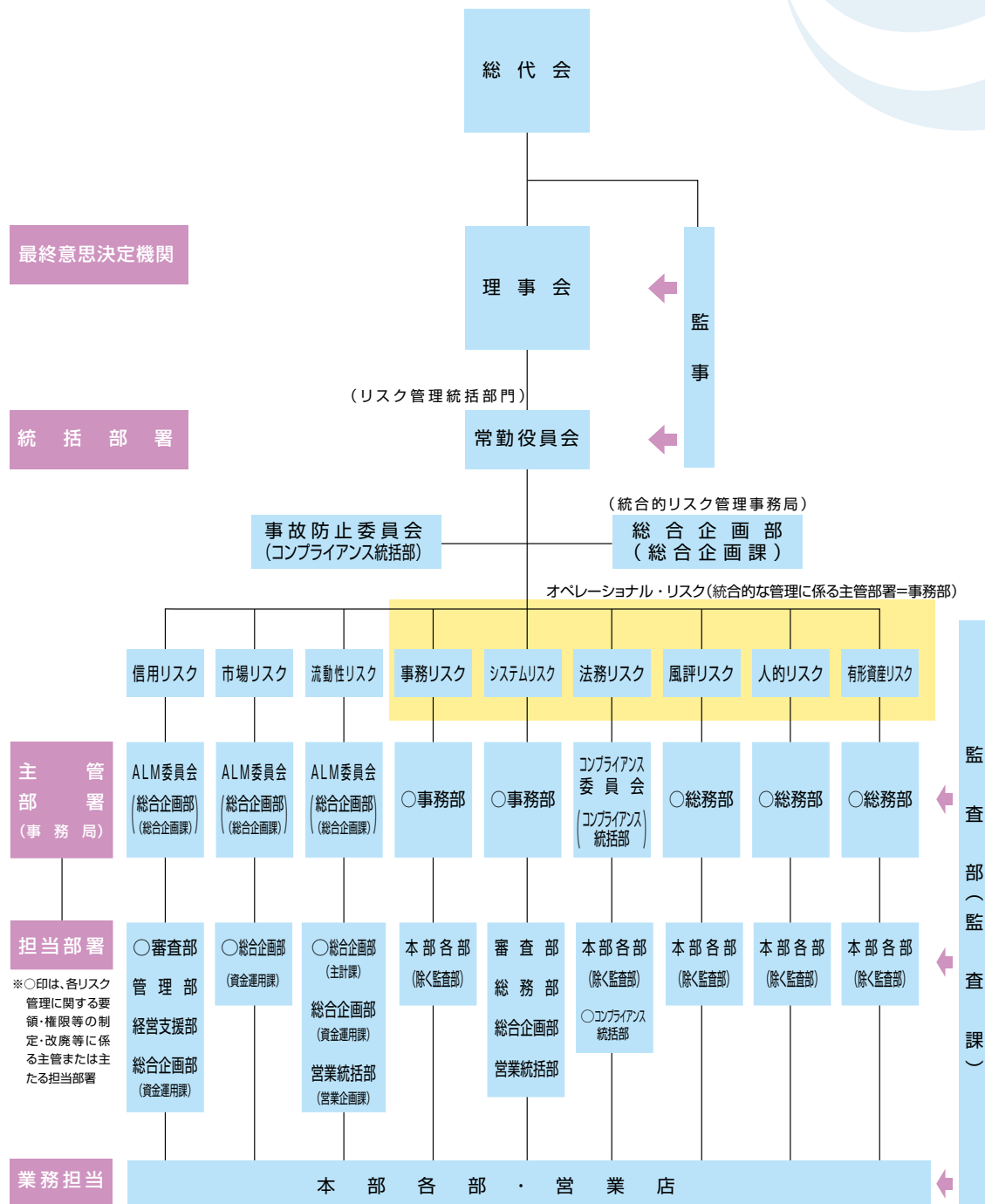
当金庫では、各種人事関連規程を整備し、差別的行為に対しては通報窓口を設置し、公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、的確な管理を行っております。



当金庫では、有形資産リスクに対応した適切な管理態勢の整備とリスクの軽減に向けた取り組みを進めています。具体的には、本支店の建物を定期的に点検し営繕を行うとともに、建設後長期間経過した建物は計画的に順次改築する等管理しております。



リスク管理に関する体系図 (平成28年6月30日現在)



「緊急時業務継続規程」

当金庫では、自然災害やシステム障害、伝染病の感染・流行等に対し、①住民の生活や経済活動の維持、②資金決済面での混乱防止、③経営面におけるリスクの軽減を基本方針として、より体系的・整合的に業務継続体制の整備・構築を図るため、「緊急時業務継続規程」を制定しています。また、本部・営業店における具体的な対応方法を定めた「緊急時業務継続要領」を策定しており、必要性を十分認識のうえ、職場内研修などを通して職員に周知・徹底を図っています。

コンプライアンス（法令等遵守）体制

地域金融機関に課せられた社会的責任と公共的使命を果たすため、当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付けています。平成16年5月に「コンプライアンス委員会」を設置、同時に「コンプライアンス委員会規程」を策定し施行以来、コンプライアンス体制の強化を図るべく、リスク管理と企業倫理に関する一層の体制整備と意識の醸成に取り組んでいます。

また、コンプライアンス意識の向上を図るため、部店毎にコンプライアンス研修を実施するとともに、コンプライアンス統括部で報告を受け、適宜助言を行っています。また、全職員を対象とした全体研修を実施しています。

山梨信用金庫倫理綱領

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営を行う。
4. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。
5. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

コンプライアンス宣言

1. 山梨信用金庫の役職員は、お客様や地域社会の信頼に応えるため、コンプライアンスをすべての行動の原点とし、法令、社会的規範及び庫内規程等を遵守いたします。
2. 山梨信用金庫の役職員は、お客様とのお取引の際、金融取引に関する法令、庫内規程等に基づく適正な処理を行うために、日頃からこれらの関連業務に関する知識の向上に努めます。
3. 山梨信用金庫の役職員は、お客様の個人情報等の重要性を認識し、これらの情報の取扱いには細心の注意を払い、金庫外への漏えいがないように適切に管理を行います。
4. 山梨信用金庫の役職員は、日頃のコミュニケーションを重視し、若手職員の意見を採り上げるなど風通しの良い働きやすい職場環境創りに努めます。
5. 山梨信用金庫の役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。
6. 山梨信用金庫の役職員は、役職員に関するコンプライアンス違反行為等の発生時には、法令、庫内規程等に基づき厳正に対処いたします。

山梨信用金庫 理事長 五味節夫

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情・相談のお申し出に迅速・公正かつ適切に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ・店頭掲示ポスター等で公表しています。

苦情・相談は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は22ページ参照）またはコンプライアンス統括部・お客様相談室（電話：0120-454-585*）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括部・お客様相談室、または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、山梨県弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

※平成28年7月15日よりフリーダイヤルにてご利用いただけます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めこれを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放県民会議・暴力追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



内部管理基本方針

当金庫は、業務の健全性及び適切性を確保する体制を整備するとともに、その実効性を確保するため、以下の項目について内部管理に関する基本方針を定めています。

1. 当金庫は、理事および職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 - I 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - II 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
11. 当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制

顧客保護等管理態勢

当金庫では、お客様の立場に立ち、お客様に安心して納得のいくお取引をしていただけるように「お客様相談室」を設置し、お客様からの要望、苦情・相談に的確に素早くお応えする等、企業モラルの啓蒙と実践を具体的に履行する態勢を強化しております。

また、「お客様の声カード」・「報告・連絡・相談シート」等を採用することにより、お客様の要望・申し出等を収集し、業務に活用できる態勢となっておりますので、お気軽にご意見・ご要望をお寄せください。

●お客様相談室

【専用電話】 0120-454-585 ※
【ファックス】 055-235-0356

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー) (抜 粋)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。

また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの保護およびお客さまの利便性の向上を図るため、以下の方針を定め遵守いたします。

1. お客さまとの取引について、法令等に基づき、商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客さまからのご相談または苦情等について適切かつ十分に対応し、お客さまの声を真摯に受けとめ、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めます。
3. お客さまの情報について適切に取得するとともに、情報への不正アクセス、情報の紛失、漏洩等の防止に努め、適切かつ安全に管理いたします。
4. お客さまとの取引に関連して業務を外部委託する場合には、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めます。
5. お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反となるおそれのある取引を適切に管理いたします。
6. その他、お客さまの保護および利便の向上のために必要であると判断した業務については、適切に管理いたします。

金融商品販売に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要項目について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

※平成28年7月15日よりフリーダイヤルにてご利用いただけます。

営業のご案内

預金業務（平成28年6月30日現在）

預 金 名	特 色	期 間	お預け入れ額
当 座 預 金	小切手・手形でお支払いになれば、事業等の資金決済にご利用いただけます。手形専用当座預金（専当座）もあります。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金	給与・年金の自動受取り、公共料金の自動支払い等に幅広くご利用でき便利です。現金のほか小切手・手形・郵便為替・公社債・利札・配当金領収書等もお預け入れいただけます。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
無 利 息 型 普 通 預 金 （ 決 済 性 預 金 ）	利息がつかないものの、公共料金の自動支払い等にもご利用でき、預金保険制度により全額保護され、安心便利な預金です。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 預 金	預金残高に応じた金利（5段階）が適用されますので普通預金に比べ有利な預金です。 お得なスウィングサービスのお取扱いもできます。個人の方のみご利用いただけます。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	まとまったお金だけど長期は無理という時に最適です。7日間以上お預けいただき、お引き出しの2日前にご通知いただければお受取りできます。	7日以上	1万円以上
納 税 準 備 預 金	納税資金を計画的に準備していただくための預金です。	入金は自由 引出しは納税時	1円以上
定 期 預 金	まとまったお金を大きく育てます。		
期日指定定期預金	個人の方のみご利用いただける1年複利の定期預金です。1年経過後は1ヵ月前のご連絡で全額または、一部のお引き出しができます。	1年以上 3年以下	100円以上 300万円未満
ス ー パ ー 定 期	お預け入れ時点の金利情勢に応じて、当金庫が決定いたしました金利が受けられます。3年以上5年以下のものは個人の方のみご利用いただけます。	1ヵ月～5年	100円以上 1円単位
大 口 定 期 預 金	まとまった資金運用プランに最適な定期預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上 1円単位
変動金利定期預金	金利情勢に応じ預入後6ヶ月毎に利率が変動し、自動的にタイムリーな金利になります。3年複利型は個人の方のみご利用いただけます。	1年、2年、 3年	100円以上 1円単位
ATMで預入した定期	お客様ご自身によってATMで通帳に定期預金をおつくりいただけますと、金利が優遇されます。	1ヵ月～5年	1万円以上 100万円以下
IB ス ー パ ー 定 期	インターネットバンキング加入により、ご自宅のパソコンで定期預金をお申込みいただけます。	1ヵ月・3ヵ月 6ヶ月・1年	1万円以上 500万円未満
新型複利定期預金	預入期間は5年で1年経過後はいつでも必要な金額だけを引き出すことができ、預ける期間により金利がステップアップしていく半年複利の定期預金です。	1年～5年	10万円以上 1,000万円未満
N C D 譲 渡 性 預 金	余裕資金を短期、効率的に運用できる預金で、第三者に譲渡できます。	2週間～2年	5,000万円以上 1,000万円単位
財 形 貯 蓄	お勤めの方が給料やボーナスから天引きして積み立てる預金です。		
一 般 財 形 預 金	お使いみち自由な預金です。預金限度額に上限はありませんが、お利息は課税扱いとなります。	3年以上	1,000円以上
財 形 年 金 預 金	財形預金をされる方の老後のための個人年金預金です。60歳を過ぎると年金形式でお受取りいただけます。財形住宅預金と合計で550万円まで非課税扱いとなります。55歳未満の方が対象です。	5年以上	
財 形 住 宅 預 金	住宅取得を目的とした預金です。財形年金預金と合計で550万円まで非課税扱いとなります。55歳未満の方が対象です。	5年以上	
ス ー パ ー 積 金 （ 定 期 積 金 ）	毎月一定の掛金で無理なく着実にお積立ただけ、大きな目標も達成できる預金です。	1年、2年、 3年、4年、5年	1,000円以上

※ 普通預金・定期預金・定期積金・自動融資を一つの通帳にセットした総合口座通帳もお取扱いしております。

※ 上記以外の商品もお取扱いしております。詳細につきましては、お近くの窓口等にお問合わせください。



融資業務（平成28年6月30日現在）

地域でお預かりした資金を元に地域の中小企業及び個人のお客様の資金ニーズにお応えしていくことが私たちの使命であり、運転資金、設備資金はもとより各種制度融資、信用保証協会融資等に幅広く対応しております。

また、個人の皆様には、住宅ローン、教育ローン、オートローン、多目的ローン等各種ローンを豊富に取り揃え、地元のお客様の多様なニーズにきめ細やかにお応えしております。

なお、当金庫は何よりもまず、地域金融機関として地元のお客様に気軽にご融資のご相談をいただけるよう、営業店職員一人ひとりが「Face to Face」をモットーに明るい相談窓口を目指しております。

【個人向け各種ローンのご案内】

商品名	お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。また、オール電化・太陽光発電システム等の「環境配慮型住宅」の要件を満たす住宅の新築・購入・リフォーム時に金利引下げとなる「エコ・プラン」も取扱っています。	8,000万円以内	35年以内
無担保住宅ローン	担保設定や保証人徴求などの手続きが不要で、住宅の新築、購入、増改築、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内
☆リフォームローン	ちょっとした増改築や改築等、住まいに関する様々な費用にご利用いただけます。また、太陽光発電システム等の設置時に金利引下げとなるエコ・リフォームローンも取扱っています。	1,000万円以内	15年以内
☆エコ・リフォームローン			
職域パートナーローン	当金庫と「職域パートナー契約」を締結いただいている事業所にお勤めの個人のお客様のみがご利用いただけるローン商品です。手続面でご利用いただきやすくなっているほか、金利面でも大変お得な商品となっております。	500万円以内	10年以内
☆オートローン	自動車の購入、免許の取得、車検や修理等、車に関するあらゆる費用にご利用いただけます。また、低燃費車または低排出ガス車の購入時には金利引下げとなるエコ・オートローンも取扱っています。	500万円以内	10年以内
☆エコ・オートローン			
☆教育ローン	入学金・授業料・下宿代など、教育に関する資金が必要なときにご利用いただけます。	1,000万円以内	最大契約期間 13年6ヶ月以内
教育サポートローン	お使いみちは教育ローンと同じですが、極度額の範囲内で繰り返し何度でもご利用いただけます。	500万円以内	最大契約期間 11年6ヶ月以内
☆多目的ローン	日々の生活を営むうえで必要な資金等、暮らしに関するあらゆる費用にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
☆しんきんカードローン	不意の出費やちょっとした期間など、自分のリズムでご利用いただけます。	10万円～100万円以内 (10万円単位)	3年ごとの 自動更新
☆カードローン “きゃっする”		10万円～300万円以内 (10万円単位)	
☆ドリームエース	お使いみちは自由です。あなたの夢にエースが応えます。	300万円以内	7年以内

☆印のついた商品は、当金庫ホームページ（<http://www.yamasin.jp/>）において、web上での仮審査申込の受付ができます。
※詳細につきましては、ホームページをご覧ください。お近くの窓口等にお問合わせください。

「利益相反管理方針」

当金庫は、お客様との間における利益相反のおそれのある取引に関し、信用金庫法及び金融商品取引法に基づき利益相反管理方針を定めており、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適切に業務を遂行しております。

【一般融資】

割引手形	商業受取手形を当金庫が買取りご融資するものです。
手形貸付	短期決済資金等の運転資金にご利用いただけます。
証書貸付	設備資金・長期運転資金等にご利用いただき、定期的にご返済をしていただきます。
当座貸越	あらかじめ定めた限度額まで、反復ご利用いただけます。

※各地方公共団体の制度融資および保証協会保証付融資もお取り扱いしております。

【代理業務】

次に掲げるものの業務を代行しております。

信金中央金庫、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、
勤労者退職金共済機構、福祉医療機構、日本銀行、
年金積立金管理運用、農林漁業信用基金、
中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社、
東日本建設業保証、日本酒造組合中央会、
しんきん保証基金、全国石油協会

外国為替

外 国 為 替	信金中央金庫への取次による外国送金等の業務を行っております。 ・貿易：輸出（輸出手形の買い取り）（輸出代金のお取り立て） - 輸入（信用状の発行）（輸入手形の決済） ・外国送金 ・インパフトローン（外貨建融資）
---------	--

内国為替

振 込 ・ 送 金 代 金 取 立	当金庫本・支店はもちろんのこと、全国の金融機関をネットする「全銀システム」によりスピーディーで確実な送金・振込及び手形小切手のお取立てができます。
----------------------	---

各種サービス

し ん き ん ATM ゼロネットサービス	当金庫以外の全国の信用金庫の ATM を手数料無料でご利用いただけます。所定時間内のご預金の入出金手数料が対象です。ただし、本サービスをご利用いただけない ATM が一部ございます。
キャッシュカード	当金庫本・支店、全国の信用金庫はもちろん、全国の金融機関及び郵便局で土曜・日曜・祝日もご利用いただけます。（一部店舗稼働）
デビットカードサービス	お手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードとして全国の加盟店でご利用いただけます。
自 動 受 取 り	口座のご指定により、給料、年金、配当金等が自動的にお受取に出来ます。
自 動 支 払 い	公共料金・クレジット代金・家賃等を指定口座から自動的にお支払いいたします。
貸 金 庫	預金証書・権利証・株券・貴金属等、お客様の大切な財産を安全にお預りいたします。最寄りの全店舗でご利用いただけます。
夜 間 金 庫	休日・夜間等、営業時間外の売上金を安全確実にお預りいたします。
国債等の窓口販売	個人向け国債のお申込みの受付や、中途換金の受付等を行っております。
損害保険の窓口販売	住宅資金をご利用のお客様に火災保険のお申込みの受付を行っております。
生命保険の窓口販売	個人年金保険・一時払終身保険の販売を行っております。また、がん保険・医療保険の販売を行っております。
外貨宅配サービス	米ドルをはじめ、36 種類の外貨を、代金引換方式の宅配便で指定の場所までお届けいたします。全店の窓口でお申込みいただけます。
年 金 相 談	相談窓口において、いつでも専門の担当者がご相談に応じております。
テレホンバンキング	残高照会、入出金明細照会、振込・為替が電話一本で手軽にご利用いただけます。 《フリーダイヤル》0120－08－1387（携帯電話の場合は、03－5783－3105） なお、振込・振替サービスのご利用には当金庫とのご契約が必要となります。
モバイルバンキング	残高照会、入出金明細照会、振込・為替が携帯電話各社の公式メニューより手軽にご利用いただけます。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのご契約が必要となります。《ご利用できる携帯電話》NTT ドコモ、au、ソフトバンク
個人インターネット バ ン キ ン グ	残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、振込等がパソコンによりお手軽にご利用いただけます。山梨信用金庫ホームページ（ http://www.yamasin.jp/ ）からご利用ください。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのご契約が必要となります。
法人インターネット バ ン キ ン グ	個人インターネットバンキングのサービス内容に加えて、口座振替、総合振込、給与・賞与振込（データ伝送）がパソコンによりお手軽にご利用いただけます。山梨信用金庫ホームページ（ http://www.yamasin.jp/ ）からご利用ください。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのご契約が必要となります。
しんきん電子記録 債 権 サ ー ビ ス	電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用して提供する決済サービスです。
料金振込サービス （ ペ イ ジ ー ）	パソコンや携帯電話から、税金・各種料金の払込がご利用いただけます。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのモバイルバンキング・個人インターネットバンキング・法人インターネットバンキングのご契約が必要となります。
イ ン タ ー ネ ッ ト	営業のご案内を当金庫のホームページでご覧いただけます。（ http://www.yamasin.jp/ ）
お 客 様 相 談 窓 口	お客様からのご相談・ご意見を承っております。TEL 0120－454－585（平成28年7月15日よりフリーダイヤルにてご利用いただけます。）

お勧め商品等のご紹介

創立90周年記念 懸賞金付き定期預金『未来』



山梨信用金庫は平成28年11月に創立90周年を迎えます。

これまで、支えていただいた地域の皆様に感謝を込めて、懸賞金付き定期預金を販売しております。

★10万円で1本の抽選権を付与します。

★1等賞金10万円×25本。

★お取扱期間：

第1回 平成28年 6月7日～平成28年9月30日

第2回 平成28年10月3日～平成29年3月31日

やましん職域パートナー制度



当金庫と職域パートナー契約を締結いただいた企業・官公庁・各種団体等へお勤めの皆さまへ、さまざまな優遇サービス・商品を提供する等、事業所の福利厚生充実をお手伝いいたします。

パートナー契約は随時受け付けております。最寄またはお取引店舗までお問い合わせください。

★金融に関するご相談に当金庫の営業店担当がお応えします。

★金利優遇の各種ローンをご利用いただけます。

山寿会会員を 募集しております



当金庫に年金の受取口座を指定していただいている方、または年金受取の予約をいただいている方などなたでもご入会いただけます。歌謡ショーや年金旅行を開催しております。

そのほか、当金庫にて年金をお受取のお客様には、金利上乗せ定期預金や毎年誕生日プレゼントのお届けなど、各種お得な特典をご用意しております。

山梨信金のホームページが 新しくなりました



平成28年5月に当金庫ホームページをリニューアルいたしました。スマートフォンからご利用のお客様にも対応しております。

金利情報や預金等商品の紹介のほか、ローン仮審査もお申し込いただけます。

今後も最新の情報やサービスの提供を通じて、お客様の利便性向上に努めてまいります。

店舗・ATMコーナーのご案内

店舗のご案内

地区	店舗名	住 所	電話番号	貸金庫	夜間店舗
甲府市	本 部	甲府市中央 1-12-36	☎055-235-0311	○	○
	本 店	甲府市中央 1-12-36	☎055-225-0220	○	○
	南	甲府市太田町 22-12	☎055-235-2215	○	○
	善光寺	甲府市善光寺 1-17-16	☎055-235-4151	○	
	徳 行	甲府市徳行 4-16-24	☎055-226-2411	○	○
	池 田	甲府市長松寺町 1-6	☎055-228-2161	○	○
	南 西	甲府市高畑 2-19-5	☎055-222-4811	○	○
	国 母	甲府市国母 8-3-10	☎055-226-8511	○	○
	湯 村	甲府市湯村 1-9-43	☎055-254-2511	○	○
富士吉田市	富士吉田	富士吉田市下吉田 5-15-25	☎0555-22-5161	○	○
	松 山	富士吉田市上吉田 2-4-16	☎0555-22-3231	○	○
都留市	谷 村	都留市中央 1-6-15	☎0554-43-1161	○	○
山梨市	山 梨	山梨市上神内川 1087-6	☎0553-23-2211	○	○
大月市	大 月	大月市大月 1-10-1	☎0554-22-1161	○	○
	猿 橋	大月市猿橋町猿橋 48-1	☎0554-22-2161	○	
韮崎市	韮 崎	韮崎市本町 2-6-17	☎0551-22-8788	○	○
南アルプス市	小笠原	南アルプス市小笠原 282-2	☎055-282-1135	○	○

地区	店舗名	住 所	電話番号	貸金庫	夜間店舗
甲斐市	敷 島	甲斐市中下条 628-8	☎055-277-7511	○	
	玉 幡	甲斐市西八幡 2377-3	☎055-279-3511	○	○
笛吹市	石 和	笛吹市石和町市部 1103-14	☎055-262-4181	○	○
	石和南	笛吹市石和町河内 34-4	☎055-262-0511	○	
上野原市	上野原	上野原市上野原 3260-1	☎0554-62-5101	○	○
甲州市	塩 山	甲州市塩山上於曾 1225	☎0553-33-5211	○	○
中央市	田 富	中央市布施 2327-4	☎055-274-5111	○	
西八代郡	市 川	西八代郡市川三郷町市川大門 173-4	☎055-272-2121	○	
南巨摩郡	増 穂	南巨摩郡富士川町天神中条 1049-2	☎0556-22-3311	○	○
中巨摩郡	昭 和	中巨摩郡昭和町河東中島 1750-1	☎055-275-4311	○	
南都留郡	河口湖	南都留郡富士河口湖町船津 3639-25	☎0555-72-1171	○	○
相模原市	橋 本	相模原市緑区橋本 2-11-15	☎042-773-1231	○	○
	相模原中央	相模原市中央区中央 5-1-1	☎042-755-1331	○	○
	相模湖	相模原市緑区与瀬 1084	☎042-685-1161	○	
	津久井	相模原市緑区中野 301	☎042-784-5161	○	○
	城 山	相模原市緑区原宿 3-2-1	☎042-782-7561	○	○
	藤 野	相模原市緑区小淵 1693-1	☎042-687-2161	○	○

ATMコーナーのご案内

■ 店内 ATM 稼働時間一覧

*…休止

地区	店舗名	営業時間帯				地区	店舗名	営業時間帯			
		平 日	土曜日	日曜日	祝 日			平 日	土曜日	日曜日	祝 日
甲府市	本 店	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	甲斐市	敷 島	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	南	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	*	*		玉 幡	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	善 光 寺	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*	笛吹市	石 和	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00
	徳 行	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*		石 和 南	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	池 田	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*	上野原市	上 野 原	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	南 西	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*	甲州市	塩 山	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	国 母	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*	中央市	田 富	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	湯 村	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*	西八代郡	市 川	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*
富士吉田市	富士吉田	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	南巨摩郡	増 穂	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*
	松 山	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	中巨摩郡	昭 和	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*
都留市	谷 村	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	南都留郡	河 口 湖	8:30 ~ 20:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
山梨市	山 梨	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*	相模原市	橋 本	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
大月市	大 月	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00		相模原中央	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	猿 橋	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	*	*		相 模 湖	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
韮崎市	韮 崎	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	*		津 久 井	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
南アルプス市	小 笠 原	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00		城 山	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
							藤 野	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00

■ 店外 A T M 設置場所および稼働時間一覧

*…休止

地 区	設置場所	営業時間帯				地 区	設置場所	営業時間帯			
		平 日	土曜日	日曜日	祝 日			平 日	土曜日	日曜日	祝 日
甲府市	南支店兼 ATM コーナー	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	笛吹市	春日屋ハビタレーション病院	9:00 ~ 18:00	9:00 ~ 17:00	*	*
	オギノ屋ショッピングセンター	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00		石和支店兼 ATM コーナー	8:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	*	*
富士吉田市	富士吉田支店兼 ATM コーナー	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	*	*	上野原市	上野原支店兼 ATM コーナー	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
都留市	ホームセンターオースル	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	中央市	アピタ田富店	8:30 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
	オギノ都留店	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00		イトーヨーカドー甲府昭和店	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
大月市	イオン大月店	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	中巨摩郡	イオンモール甲府昭和	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
	相模文庫南支店 ATM コーナー	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	*	*	南都留郡	河口湖ショッピングセンターベル	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
	相模文庫七保 ATM コーナー	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 17:00	*	*		フォレストモール富士河口湖	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
甲斐市	ザ・ビッグ甲斐敷島店	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00						

※上記の他、甲府信用金庫との共同設置店外 A T M として、甲府駅前（南口）、オギノ山梨ショッピングセンター、ラザウォーク甲斐双葉店、オギノ上今井店のキャッシュコーナーもご利用いただけます。

（平成28年6月30日現在）

各種手数料一覧表 平成28年6月30日現在



1. 為替関係手数料

振込手数料		当金庫本店宛		他行宛
		同一店内	他店宛	他行宛
窓口振込	3万円未満	108円	216円	非会員 648円 会員 540円
	3万円以上	324円	432円	非会員 864円 会員 756円
ATM振込	3万円未満	108円	108円	非会員 432円 会員 324円
	3万円以上	108円	216円	非会員 648円 会員 540円
	3万円未満	108円	108円	432円
	3万円以上	324円	324円	648円
H Bによる取引 テレホンバンキング モバイルバンキング	3万円未満	無料	108円	非会員 432円 会員 324円
	3万円以上	無料	216円	非会員 648円 会員 540円
インターネット バンキング	3万円未満	無料	108円	324円
	3万円以上	無料	216円	540円
自動送金 サービス	3万円未満	108円	108円	非会員 432円 会員 324円
	3万円以上	108円	216円	非会員 648円 会員 540円
給与振込		無料		108円
機能サービス (月額基本料金)	契約書条件を満たさない場合	窓口料金		
	ファームバンキング	1,080円		
	ホームバンキング	無料		
	テレホンバンキング	無料		
	モバイルバンキング	無料		
	インターネットバンキング(個人)	月額 2,160円		
代金取立	データ伝送	総振・給振・口座振替 (1契約ごと月額)		
	当金庫本店宛	自店払い	216円	
	他行	山梨県内店舗	432円	
	東京	山梨県内店舗	648円	
	横浜	山梨県内店舗	648円	
	普通扱い	山梨県内店舗	864円	
出納代手	当金庫本店宛	山梨県内店舗	216円	
	他行	山梨県内店舗	648円	
	東京	山梨県内店舗	648円	
	横浜	山梨県内店舗	648円	
	広域出代(SC)	山梨県外	648円	
送金	当金庫本店宛、他行宛	864円		
	振込訂正依頼(同一店内)	324円		
	振込訂正依頼(本店)	324円		
	振込訂正依頼(他行)	648円		
	振込・送金組戻し(本店・他行)	864円		
	取立手形組戻し料(本店・他行)	864円		
取次ぎ事務	他行宛地方税等取次ぎ納付書付き「文書振込」納付書1通	432円		

2. 証明書関係手数料 (信金中金代理賃を含む)

取引履歴証明発行	1枚につき	108円
残高証明書	依頼人指定用紙による発行	2,160円
	監査法人指定用紙による発行	3,240円
	英文発行	1,080円
	定期発行	324円
	都度発行	648円
	年末住宅取得控除用	540円
利息証明書		540円
取引明細書		540円

3. 小切手帳等・カード発行手数料

小切手帳等	小切手帳(1冊50枚)	2,160円
	署名鑑別係なく	
	約束手形・為替手形(1冊25枚)	10,800円
	署名鑑別係なく	
再発行	マル専手形	1,080円
	口座開設	1,080円
	自己宛小切手(1枚)	648円
	署名鑑登録時・変更時	3,240円
再発行	キャッシュカード	1,080円
	(汚損・破損・紛失・盗難)	540円
	合併によるカードの切替	1,080円
	通帳・証書	540円
返済予定表		540円

4. ATM利用料

ATM利用料	平日午後6時まで (土曜午後2時まで)	無料
(当金庫のお客様が当金庫のATMをご利用した場合)	平日午後6時～午後9時まで	108円
	土曜午後2時～午後7時まで	108円
	日曜午前9時～午後7時まで	108円
	祝日午前9時～午後7時まで	108円

5. 融資関係手数料

不動産担保関係	1千万円未満	10,800円
	1千万円以上2千万円未満	21,600円
	2千万円以上3千万円未満	32,400円
	3千万円以上5千万円未満	43,200円
	5千万円以上1億円未満	64,800円
	1億円以上	86,400円
設定変更手数料	新築用融資物件で、未実行(入札不調・任売不調等)の場合	10,800円
	極度・原価・債務者変更・譲渡・譲受	32,400円
	物件追加(当初からの設定条件を除く)	32,400円
	遠隔地手数料	営業地区外(調査・変更時) 実費をいただきます
	無担保住宅ローン(保証付を除く)	10,800円
	根拠抵当権の場合	10,800円
証書貸付(住宅ローン・保証付消費者ローン以外)	普通抵当権の場合	無料
	地公体道路用地提供等	無料
	全額繰上返済手数料	借入日から1年未満 無料
	1年以上	5,400円
	変更契約手数料(一部繰上を含む)	借入日から1年未満 無料
	1年以上	10,800円
住宅ローン	固定金利選択型	固定から変動への切替 無料
		固定金利選択の都度 5,400円
	全額繰上返済手数料	借入日から1年未満 無料
	1年以上10年未満	32,400円
	10年以上20年未満	21,600円
	20年以上	10,800円
変更契約手数料(一部繰上を含む)	借入日から1年未満	無料
	1年以上	10,800円

保証付消費者ローン	全額繰上返済手数料	借入日から1年未満 無料
	1年以上	5,400円
	変更契約手数料(一部繰上を含む)	借入日から1年未満 無料
	1年以上	5,400円
代理貸(委託先へ納付)	信金中金	親附(借主・借主) 5,400円
	国民生活事業	親附(借主・借主) 無料
	中小企業事業	親附(借主・借主) 無料
		注1

注1 平成18年7月以降の貸付分については、所定の手数料徴収

融資証明関係	事業性の場合	21,600円
	事業性以外の場合	6,480円
有価証券担保関係	有価証券担保設定手数料	5,400円
	設定変更(差替等)手数料※抹消を除く	3,240円
当座貸越関係	口座振替手数料(金種別)	5千万円以下 3,240円
	5千万円超1億円以下	5,400円
	1億円超	10,800円
	オーナー・カードローン口座管理料(年間)	2,160円
質権設定関係	火災保険質権設定手数料(1件)	1,080円
	預金質権設定手数料(1件)	10,800円
融資管理関係	根保証 売掛債権先	5,400円
	個別保証 売掛債権先	5,400円
その他	確定日付設定手数料	1,080円

6. 両替手数料・硬貨入出金手数料

両替手数料	100枚まで	無料
	101～300枚	108円
	301～500枚	216円
	501～1,000枚	324円
	1,001枚以上1,000枚毎	324円加算
	①同一金種への交換(新券への交換含む) ②汚損した現金の交換 ③記念硬貨の交換	無料
大量硬貨入出金手数料	500枚まで	無料
	501～1,000枚	324円
	1,001～2,000枚	648円
	2,001～3,000枚	972円
	3,001～4,000枚	1,296円
	4,001～5,000枚	1,620円
但し、事業性資金の場合(1件当たり)		以後1,000枚毎に324円を加算した金額

7. 保管業務・その他手数料

貸金庫利用手数料(年間)	山梨県内店舗	9,072円～19,440円
	山梨県内店舗	19,440円
	山梨県内店舗	19,440円
	山梨県内店舗	25,920円
夜間金庫利用手数料(年間)	専用入金帳1冊	5,400円
	靴1個(年間)	12,960円
株式(出資)払込事務	1千万円未満	21,600円
	1千万円以上	43,200円
	払込金受付票	無料
口座振替(請求1件)	FD扱い	108円
	帳票扱い	216円
出資証券再発行	集金代行による場合	月額基本料 2,160円
	請求1件	140円
個人情報開示手数料	基本項目の場合	540円
	その他項目の場合	1,080円
税務調査等諸調査、照会等に関わる調査手数料		54円

金額の表示は消費税込となっております。

・上記一覧表は各手数料の一部を説明したものです。詳細については各営業店窓口にお問い合わせ下さい。

資料編

目次

財務情報

貸借対照表	25
損益計算書	26
剰余金処分計算書	26
貸借対照表の注記	27
損益計算書の注記	31
報酬体系について	31

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移	32
主要な業務の状況を示す指標	32
業務粗利益	32
資金運用収支の内訳	33
受取・支払利息の増減	33
利鞘	33
利益率	33
預金に関する指標	33
預金積金及び譲渡性預金平均残高	33
定期預金残高	33
貸出金等に関する指標	34
貸出金平均残高	34
貸出金残高	34
貸出金の担保別内訳	34
債務保証見返の担保別内訳	34
資金使途別残高	34
預貸率	34
貸出金業種別内訳	34
有価証券に関する指標	35
有価証券期末残高・平均残高	35
預証率	35
有価証券の残存期間別残高	35
売買目的有価証券	36
満期保有目的の債券	36
その他有価証券	36
時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	36
金銭の信託	36
デリバティブ取引	36

信用金庫法上の不良債権	37
金融再生法開示債権とリスク管理債権の状況	37
定量的開示事項	39
自己資本の構成に関する事項	39
自己資本の充実度に関する事項	40
信用リスクに関する事項	41
信用リスク削減手法に関する事項	43
派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項	43
証券化エクスポージャーに関する事項	43
出資等エクスポージャーに関する事項	44
金利リスクに関する事項	44
定性的開示事項	45
山梨信用金庫グループの主要な事業の内容	47
子会社等の状況	47
連結自己資本比率	47
信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目	48





貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第91期 平成27年3月31日現在	第92期 平成28年3月31日現在
(資産の部)		
現金	7,018	7,250
預け金	130,363	136,255
買入金銭債権	1,130	1,121
有価証券	115,682	114,351
国債	46,472	38,098
地方債	19,718	20,889
社債	42,307	50,888
株式	1,088	1,065
その他の証券	6,095	3,409
貸出金	172,585	169,865
割引手形	1,281	1,343
手形貸付	28,089	28,034
証書貸付	137,196	134,432
当座貸越	6,018	6,054
その他資産	2,676	3,170
未決済為替貸	79	85
信金中金出資金	1,469	2,139
前払費用	11	11
未収収益	447	422
その他の資産	668	511
有形固定資産	5,998	6,039
建物	1,538	1,478
土地	3,694	3,694
リース資産	－	111
その他の有形固定資産	765	755
無形固定資産	88	85
ソフトウェア	9	6
リース資産	－	3
その他の無形固定資産	79	74
前払年金費用	177	263
繰延税金資産	849	595
債務保証見返	2,124	1,766
貸倒引当金	△ 9,589	△ 8,440
(うち個別貸倒引当金)	(△ 9,342)	(△ 8,223)
資産の部合計	429,104	432,325

科 目	第91期 平成27年3月31日現在	第92期 平成28年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	407,095	409,778
当座預金	5,841	5,813
普通預金	133,712	136,474
貯蓄預金	2,352	2,240
通知預金	300	652
定期預金	242,358	243,858
定期積金	20,047	18,425
その他の預金	2,483	2,313
借入金	4,422	3,721
借入金	4,422	3,721
その他負債	859	1,001
未決済為替借	130	136
未払費用	142	163
給付補填備金	16	9
未払法人税等	12	13
前受収益	202	194
払戻未済金	57	53
払戻未済持分	1	1
職員預り金	194	190
リース債務	－	115
資産除去債務	14	14
その他の負債	87	107
賞与引当金	114	108
その他の引当金	48	25
債務保証	2,124	1,766
負債の部合計	414,663	416,402
(純資産の部)		
出資金	10,341	10,363
普通出資金	4,041	4,063
優先出資金	6,300	6,300
資本剰余金	179	179
資本準備金	179	179
利益剰余金	2,960	4,085
利益準備金	343	436
その他利益剰余金	2,616	3,648
特別積立金	1,330	2,072
(うち目的積立金)	(1,330)	(2,072)
当期末処分剰余金	1,286	1,576
処分未済持分	△ 0	△ 5
会員勘定合計	13,480	14,622
その他有価証券評価差額金	960	1,299
評価・換算差額等合計	960	1,299
純資産の部合計	14,440	15,922
負債及び純資産の部合計	429,104	432,325

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第91期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第92期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
経常収益	6,921,870	6,708,926
資金運用収益	5,432,308	5,244,914
貸出金利息	4,169,553	3,977,621
預け金利息	348,870	346,298
有価証券利息配当金	864,709	864,789
その他の受入利息	49,174	56,205
役務取引等収益	618,229	627,647
受入為替手数料	319,980	316,967
その他の役務収益	298,248	310,680
その他業務収益	474,160	477,557
国債等債券売却益	213,290	218,026
国債等債券償還益	188,593	195,060
その他の業務収益	72,276	64,470
その他経常収益	397,171	358,807
償却債権取立益	309,704	248,770
株式等売却益	59,387	64,292
その他の経常収益	28,079	45,744
経常費用	5,895,607	5,217,045
資金調達費用	139,589	148,731
預金利息	104,734	121,311
給付補填備金繰入額	7,517	4,049
借入金利息	26,317	22,371
その他の支払利息	1,019	999
役務取引等費用	379,511	385,744
支払為替手数料	117,550	119,310
その他の役務費用	261,960	266,433
その他業務費用	2,648	1,839
その他の業務費用	2,648	1,839
経費	4,368,116	4,148,316
人件費	2,670,081	2,586,153
物件費	1,623,169	1,480,320
税金	74,864	81,842
その他経常費用	1,005,741	532,413
貸倒引当金繰入額	474,728	295,164
貸出金償却	483,561	185,117
株式等売却損	—	6,652
その他資産償却	—	740
その他の経常費用	47,452	44,739
経常利益	1,026,262	1,491,881
特別利益	14,927	—
固定資産処分益	14,927	—
特別損失	28,480	12,041
固定資産処分損	20,967	4,310
減損損失	7,512	7,731
税引前当期純利益	1,012,710	1,479,839
法人税、住民税及び事業税	12,421	13,672
法人税等調整額	70,464	124,403
法人税等合計	82,885	138,076
当期純利益	929,825	1,341,763
繰越金（当期首残高）	367,036	234,528
会計方針の変更による累積的影響額	△ 10,615	—
会計方針の変更を反映した繰越金（当期首残高）	356,420	—
当期末処分剰余金	1,286,245	1,576,292

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第91期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第92期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
当期末処分剰余金	1,286,245,913	1,576,292,032
剰余金処分額	1,051,717,046	1,308,336,789
利益準備金	92,982,500	134,176,316
普通出資に対する配当金	(年 1.00%) 40,334,546	(年 1.00%) 40,160,473
優先出資に対する配当金	(年 1.40%) 176,400,000	(年 1.00%) 126,000,000
特別積立金 (優先出資消却積立金)	722,000,000	978,000,000
特別積立金 (90周年記念事業積立金)	20,000,000	—
特別積立金 (店舗新設修繕積立金)	—	30,000,000
繰越金（当期末残高）	234,528,867	267,955,243

当金庫では、第91期（平成26年度）および第92期（平成27年度）の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成28年6月29日

山梨信用金庫

理事長 五味節夫



貸借対照表の注記（記載上の注意）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 34 年～47 年 その他 3 年～20 年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残存保証の取決めがあるものは当該残存保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下破綻先という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下実質破綻先という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 47,350 百万円であります。
 - 退職給付債務及び引当金
 - 採用している退職給付制度の概要
当金庫は、確定給付型の制度として、全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。また、平成 16 年 12 月 1 日より従来の確定給付型の他に確定拠出型制度も採用し、併用型の退職給付制度としております。
 - 退職給付債務及び費用に関する事項（全国信用金庫厚生年金基金に対する債務を除く）
- イ. 計算結果の結果（割引率：期末 0.106%加重平均割引率）
- | | |
|------------------------------|-----------------|
| (1) 平成 27 年 4 月 1 日現在 退職給付債務 | 1,436,636,000 円 |
| (2) 平成 27 年度勤務費用 | 85,497,000 円 |
| (3) 平均残存勤務年数 | 11.9 年 |
- ロ. 計算結果の明細（割引率：0.106%）
- | 確定給付企業年金制度 | 金額（千円） |
|-----------------------|-----------|
| ①期首における退職給付債務 | 1,436,636 |
| ②勤務費用
（従業員掛金拠出額含む） | 85,497 |
| ③利息費用 | 1,591 |
| ④数理計算上の差異の当期発生額 | 63,858 |
| ⑤退職金給付の支払額 | △117,528 |
| ⑥過去勤務費用の当期発生額 | - |
| ⑦期末における退職給付債務 | 1,470,054 |
- ハ. 平成 27 年度末貸借対照表（平成 28 年 3 月 31 日現在）（単位：千円）
- | | |
|----------------|-----------|
| 退職給付債務 | 1,470,054 |
| 年金資産 | 1,842,860 |
| 未積立退職給付債務 | △372,806 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | - |
| 未認識過去勤務債務 | - |
| 未認識数理計算上の差異 | △108,982 |
| 退職給付引当金 | - |
| 前払年金費用 | △263,823 |
- （注）1. 未認識数理計算上の差異については、翌年度より定額法にて費用処理。処理年数は 5 年。
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成 27 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	1,659,830 百万円	年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,824,563 百万円
差引額	△ 164,732 百万円		
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合〔平成 27 年 3 月分〕 0.3786%
 - 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 247,567 百万円〔及び別途積立金 82,834 百万円〕であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 175 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 - 賞与引当金は従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は 22 百万円であります。
 - 子会社等の株式又は出資金の総額 20 百万円であります。
 - 子会社等に対する金銭債務総額 18 百万円であります。
 - 有形固定資産の減価償却累計額は 6,258 百万円であります。
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は 933 百万円、延滞債権額は 16,702 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第

96 条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 32 百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 703 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 18,371 百万円であります。
なお、19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」に基づいて、当金庫が参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、225 百万円であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,343 百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産：有価証券 3,199 百万円、担保資産に対応する債務：別段預金 54 百万円
上記のほか、手形交換保証金・水道局収納事務保証金として現金 6 百万円、為替決済保証金・当座借越等の取引の担保及び保証金として定期預金 16,624 百万円を差し入れております。
26. 出資1口当たりの純資産額 116 円 35 銭であります。
27. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM) をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されており、このうち、外国証券の一部銘柄については、クーポン部分について為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱規程、管理債権規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び管理部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部等がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ② 市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規程、要領及び細則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、常勤役員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部及びALM委員会において金融資産や負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会に報告するとともに、四半期毎に理事会に報告しております。
 - (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、毎月、所定の方法によりリスク量等のモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会に報告するとともに、四半期毎に理事会に報告しております。
 - (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、余裕資金運用規程に従い行われております。
このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前協議、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
事業推進目的で保有している株式については、総合企画部において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は、総合企画部により経営陣に定期的に報告されるほか、常勤役員会及び理事会において定期的に報告されております。
 - (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99 パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99 パーセンタイル値を用いた経済価値は、1,531 百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、日次ベースで資金管理を行い、資金調達額や資金繰りの状況等についてモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常勤役員会に報告しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預け金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。



28. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注 1）参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※ 1）	136,255	137,267	1,011
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	63,308	64,712	1,403
その他有価証券	51,000	51,000	—
(3) 貸出金（※ 1）	169,865		
貸倒引当金（※ 2）	△8,142		
	161,723	165,332	3,609
金融資産計	412,287	418,312	6,025
(1) 預金積金（※ 1）	409,778	409,912	133
(2) 借入金（※ 1）	3,721	3,802	81
金融負債計	413,500	413,715	215

（※ 1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※ 2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスク利率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 29. から 33. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率で割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注 2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（※ 1）	20
非上場株式（※ 1）	22
信金中金出資金（※ 1）	2,139
合 計	2,182

（※ 1）左記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	28,212	29,356	1,143
	地方債	9,599	9,708	109
	社債	24,296	24,507	211
	その他	—	—	—
	小 計	62,108	63,572	1,464
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,000	999	△0
	その他	200	140	△59
	小 計	1,200	1,139	△60
合 計		63,308	64,712	1,403

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	株式	756	597	159
	債券	46,441	44,605	1,835
	国債	9,886	9,169	716
	地方債	11,289	10,899	390
	社債	25,265	24,536	728
	その他	1,062	1,019	42
	小 計	48,260	46,222	2,038
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	株式	266	296	△30
	債券	326	327	△1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	326	327	△1
	その他	2,147	2,355	△208
	小 計	2,739	2,980	△240
合 計		51,000	49,202	1,797

30. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
31. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	245	64	6
債券	5,060	218	—
国債	5,060	218	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	5,305	282	6

32. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。
33. 有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として当事業年度末における時価の帳簿価額に対する下落率が30%以上50%未満のものについては市場価格の推移や当該企業の業況及び時価下落要因等を総合的に判断し早期の回復が見込み難いと判定したものとしており、また下落率が50%以上のものについては一律「著しく下落した」と判断することとしております。

時価評価されていない主な有価証券のうち、当該有価証券の実質価値が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価値が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価値をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

また、実質価値が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の実質価値の帳簿価額に対する下落率が50%以上のものとしております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客様からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,456百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,798百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づきお客様の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金部分直接償却有税分	10,242 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,270
貸出金未収利息不算入調整分	137
競売配当金処理否認	558
減価償却超過額	89
繰越欠損金	176
その他有価証券評価差額金	56
その他	264
繰延税金資産小計	13,796
評価性引当額	12,574
繰延税金資産合計	1,222
繰延税金負債	
前払年金費用	73
その他有価証券評価差額金	553
繰延税金負債合計	626
繰延税金資産の純額	595



損益計算書の注記（記載上の注意）

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による費用総額は 80,896 千円であります。

（単位：百万円）

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	富士ビジネス サービス(株)	100%	事務用備品・PR頒布品等の 購入、在庫管理等	事務用備品・PR頒布品等の 仕入れ等	80	未払費用	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）取引金額には消費税等を含めております。

（注2）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当庫が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

- 出資1口当たりの当期純利益金額は 15 円 4 銭であります。
- 退職給付費用
平成 27 年度末 損益計算書（平成 28 年 3 月 31 日現在）

項 目	確定給付企業年金制度 (単位：千円)
退職給付費用（①+②+③+④+⑤-⑥）	△28,073
内 ①勤務費用	85,497
②利息費用	1,591
③過去勤務債務の費用処理額	-
④会計基準変更時差異の処理金額	-
⑤数理計算上の差異の費用処理額	△ 76,239
⑥期待運用収益（2.0%）	38,922

- 上記以外に、企業型確定拠出年金への拠出額及び全国信用金庫厚生年金基金への掛金を退職給付費用として処理しており、その金額は 219,522 千円であります。
当事業年度において、市場価格の著しい低下等により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額 7 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

（単位：百万円）

地域	主な用途	種類	減損損失
山梨県内	遊休資産5か所	その他の有形固定資産（土地・建物）	7
合計	-	-	7

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

なお、資産のグルーピング方法は、管理会計上最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは、当該グループ単位）でグルーピングを行っておりますが、金庫全体に関連する資産（本部使用資産、各厚生施設）は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

<報酬体系について>

- 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

（2）平成 27 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、50 百万円です。

（注）1. 対象役員に該当する理事は 6 名、監事は 2 名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」48 百万円、「賞与」2 百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号）第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号並びに第 2 項第 3 号及び第 5 号に該当する事項はありませんでした。

- 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 27 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成 27 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成 27 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	7,491,418 千円	7,109,449	7,030,511	6,921,870	6,708,926
経常利益	919,601 千円	1,223,609	1,190,055	1,026,262	1,491,881
当期純利益	751,024 千円	956,938	1,021,650	929,825	1,341,763
普通出資総額	4,067 百万円	4,093	4,089	4,041	4,063
優先出資総額	6,300 百万円	6,300	6,300	6,300	6,300
普通出資総口数	81,355 千口	81,867	81,754	80,830	81,276
優先出資総口数	40,000 千口	40,000	40,000	40,000	40,000
純資産額	11,677 百万円	12,670	13,384	14,440	15,922
総資産額	435,989 百万円	429,259	424,531	429,104	432,325
預金積金残高	415,947 百万円	408,733	402,878	407,095	409,778
貸出金残高	191,037 百万円	184,411	179,575	172,585	169,865
有価証券残高	118,000 百万円	123,664	121,188	115,682	114,351
単体自己資本比率	8.12 %	8.86	9.25	9.72	10.37
普通出資に対する配当金 (出資 1 口当たり)	0.49 円	0.48	0.49	0.49	0.49
優先出資に対する配当金 (出資 1 口当たり)	6.3 円	6.3	4.41	4.41	3.15
役員数	10 人	11	10	10	10
うち常勤役員数	6 人	7	6	6	6
職員数	497 人	477	470	465	458
会員数	70,401 人	69,467	69,089	68,575	67,953

(注) 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
資金運用収支	5,292,718	5,096,183
資金運用収益	5,432,308	5,244,914
資金調達費用	139,589	148,731
役務取引等収支	238,717	241,903
役務取引等収益	618,229	627,647
役務取引等費用	379,511	385,744
その他の業務収支	471,511	475,717
その他業務収益	474,160	477,557
その他業務費用	2,648	1,839
業務粗利益	6,002,948	5,813,804
業務粗利益率	1.41%	1.37%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成 26 年度－千円、平成 27 年度－千円）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高× 100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。



資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資金運用勘定	422,944	423,953	5,432,308	5,244,914	1.29	1.23
うち貸出金	174,634	170,419	4,169,553	3,977,621	2.38	2.33
うち預け金	128,066	135,280	348,870	346,298	0.27	0.25
うち買入金銭債権	856	1,125	3,982	3,846	0.46	0.34
うち有価証券	117,917	115,321	864,709	864,789	0.73	0.74
資金調達勘定	415,552	416,051	139,589	148,731	0.03	0.03
うち預金積金	410,604	411,596	112,251	125,360	0.02	0.03
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	4,743	4,222	26,317	22,371	0.55	0.52

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (平成 26 年度 604 百万円、平成 27 年度 690 百万円) を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 110,203	△ 202,676	△ 312,880	△ 99,697	△ 94,726	△ 194,424
うち貸出金	△ 108,906	△ 150,854	△ 259,761	△ 99,504	△ 92,428	△ 191,932
うち預け金	22,737	△ 25,851	△ 3,113	19,059	△ 21,631	△ 2,571
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△ 24,034	△ 25,970	△ 50,004	△ 19,252	19,332	80
支払利息	1,292	△ 17,276	△ 15,983	△ 2,538	11,701	9,162
うち預金積金	80	△ 11,660	△ 11,579	286	12,821	13,108
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,211	△ 5,615	△ 4,404	△ 2,825	△ 1,120	△ 3,945

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、1/2 ずつ増減しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利鞘

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度
資金運用利回	1.29	1.23
資金調達原価率	1.08	1.03
総資金利鞘	0.21	0.20

利益率

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度
総資産経常利益率	0.238	0.346
総資産当期純利益率	0.216	0.311

(注) 総資産経常 (当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常 (当期純) 利益}}{\text{総資産 (除く債務保証見返り) 平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
流動性預金	147,688	149,547
うち有利息預金	123,638	125,086
定期性預金	262,916	262,048
うち固定金利定期預金	242,394	242,923
うち変動金利定期預金	46	44
その他	—	—
計	410,604	411,596
譲渡性預金	—	—
合 計	410,604	411,596

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金 + 別段預金 + 納税準備預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
定期預金	242,358	243,858
固定金利定期預金	242,315	243,811
変動金利定期預金	43	46
その他	—	—

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度
手形貸付	28,134	26,614
証書貸付	139,111	136,648
当座貸越	6,001	5,871
割引手形	1,386	1,284
合 計	174,634	170,419

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度
当金庫預金積金	5,735	5,862
有価証券	358	337
動産	12	11
不動産	58,760	53,081
その他	—	—
計	64,866	59,293
信用保証協会・信用保険	46,814	49,289
保証	8,860	8,385
信用	52,043	52,896
合 計	172,585	169,865

資金使途別残高

(単位：百万円、%)

	平成 26 年度		平成 27 年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	68,766	39.8	66,391	39.0
運転資金	103,819	60.1	103,474	60.9
合 計	172,585	100.0	169,865	100.0

貸出金業種別内訳

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	589	14,733	8.53	579	15,139	8.91
農業、林業	25	230	0.13	25	248	0.14
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	67	0.03	2	69	0.04
建設業	882	18,930	10.96	852	17,767	10.45
電気・ガス・熱供給・水道業	24	549	0.31	30	574	0.33
情報通信業	15	209	0.12	14	199	0.11
運輸業、郵便業	89	2,546	1.47	83	2,550	1.50
卸売業、小売業	696	13,252	7.67	666	12,852	7.56
金融業、保険業	6	1,003	0.58	8	1,009	0.59
不動産業	300	20,097	11.64	298	17,536	10.32
物品賃貸業	19	529	0.30	17	391	0.23
学術研究、専門・技術サービス業	24	96	0.05	22	84	0.04
宿泊業	57	6,300	3.65	55	6,017	3.54
飲食業	192	2,498	1.44	181	2,262	1.33
生活関連サービス業、娯楽業	94	3,644	2.11	91	3,344	1.96
教育、学習支援業	5	189	0.10	8	151	0.08
医療、福祉	69	3,078	1.78	68	3,153	1.85
その他のサービス	330	9,240	5.35	324	8,967	5.27
小 計	3,418	97,199	56.31	3,323	92,319	54.34
地方公共団体	21	20,958	12.14	21	22,571	13.28
個人	16,563	54,427	31.53	16,345	54,974	32.36
合 計	20,002	172,585	100.00	19,689	169,865	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度
貸出金	172,585	169,865
変動金利	74,797	71,946
固定金利	97,788	97,918

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度
当金庫預金積金	11	11
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	341	307
その他	1,546	1,256
計	1,899	1,575
信用保証協会・信用保険	37	35
保証	0	0
信用	186	154
合 計	2,124	1,766

預貸率

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度
期末預貸率	42.39	41.45
期中平均預貸率	42.53	41.40

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

(単位：先、百万円、%)



有価証券に関する指標

有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	46,472	50,046	38,098	44,833
地方債	19,718	20,361	20,889	19,801
社債	42,307	40,209	50,888	45,780
株式	1,088	754	1,065	759
外国証券	2,004	2,530	200	592
その他の証券	4,091	4,014	3,209	3,553
合 計	115,682	117,917	114,351	115,321

預証率

(単位：百万円)

項 目		平成 26 年度	平成 27 年度
有価証券(期末残高) (A)		115,682	114,351
預 金(期末残高) (B)		407,095	409,778
預証率	(A／B)	28.41%	27.90%
	期中平均	28.71%	28.01%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の残存期間別残高

平成 26 年度

(単位：百万円)

科 目	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め の無いもの	合 計
国債	6,097	11,237	2,936	8,169	13,902	4,129	—	46,472
地方債	4,000	6,603	3,227	811	5,074	—	—	19,718
社債	5,565	12,884	11,652	3,800	8,088	315	—	42,307
政府保証債	464	1,375	1,932	2,077	5,964	—	—	11,814
公社公団債	699	2,199	902	—	512	315	—	4,629
金融債	3,600	7,500	8,207	—	—	—	—	19,307
事業債	801	1,809	610	1,723	1,611	—	—	6,555
転換社債	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	500	—	—	—	—	1,504	—	2,004
株式	—	—	—	—	—	—	1,088	1,088
投資信託	—	1,888	—	—	—	—	1,986	3,875
その他の証券	—	—	—	—	—	—	215	215
合 計	16,163	32,614	17,817	12,781	27,065	5,950	3,290	115,682

平成 27 年度

(単位：百万円)

科 目	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め の無いもの	合 計
国債	6,335	7,117	2,880	12,207	5,255	4,302	—	38,098
地方債	3,099	6,222	1,016	599	8,900	1,049	—	20,889
社債	6,074	12,591	16,811	3,180	11,896	333	—	50,888
政府保証債	572	1,667	2,076	2,062	6,735	—	—	13,113
公社公団債	1,000	2,102	—	—	1,658	333	—	5,094
金融債	3,700	7,612	11,199	—	206	—	—	22,718
事業債	801	1,209	3,535	1,118	3,296	—	—	9,961
転換社債	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	200	—	200
株式	—	—	—	—	—	—	1,065	1,065
投資信託	—	1,777	—	—	—	—	1,240	3,017
その他の証券	—	—	—	—	—	—	191	191
合 計	15,509	27,709	20,708	15,988	26,052	5,885	2,497	114,351

■ 売買目的有価証券

該当ありません。

■ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成 26 年度			平成 27 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	34,215	35,051	836	28,212	29,356	1,143
	地方債	12,798	12,910	111	9,599	9,708	109
	社債	19,995	20,174	179	24,296	24,507	211
	その他	704	828	123	—	—	—
	小 計	67,714	68,965	1,250	62,108	63,572	1,464
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	100	99	△ 0	—	—	—
	社債	3,300	3,295	△ 4	1,000	999	△ 0
	その他	1,300	1,245	△ 54	200	140	△ 59
	小 計	4,700	4,640	△ 59	1,200	1,139	△ 60
合 計		72,414	73,605	1,191	63,308	64,712	1,403

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成 26 年度			平成 27 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,045	738	307	756	597	159
	債券	35,268	34,332	936	46,441	44,605	1,835
	国債	11,264	10,833	431	9,886	9,169	716
	地方債	6,323	6,199	123	11,289	10,899	390
	社債	17,680	17,300	380	25,265	24,536	728
	その他	1,902	1,712	190	1,062	1,019	42
	小 計	38,216	36,782	1,434	48,260	46,222	2,038
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	266	296	△ 30
	債券	2,820	2,835	△ 15	326	327	△ 1
	国債	992	999	△ 6	—	—	—
	地方債	496	500	△ 3	—	—	—
	社債	1,330	1,335	△ 5	326	327	△ 1
	その他	2,188	2,279	△ 90	2,147	2,355	△ 208
	小 計	5,051	5,157	△ 105	2,739	2,980	△ 240
合 計		43,225	41,897	1,328	51,000	49,202	1,797

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	20	20
非上場株式	22	22
合 計	42	42

(注) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

■ 金銭の信託

該当ありません。

■ デリバティブ取引

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引
該当ありません。



信用金庫法上の不良債権

■金融再生法開示債権とリスク管理債権の状況

法令に基づいて開示が義務付けられているものには、「金融再生法開示債権」と「リスク管理債権」があります。これらはいずれも、金融庁が公表している金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針などの枠組みに沿って実施される「自己査定」の結果に基づいて、該当債権を正確に検証して集計するものです。

金融再生法開示債権の状況

金融再生法施行規則第4条に定める以下の「債権区分」と債務者区分等の関係は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成26年度	21,887	18,573	9,166	9,406	84.86%	73.94%
	平成27年度	19,093	15,896	7,603	8,293	83.25%	72.17%
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成26年度	12,109	12,109	6,487	100.00%	100.00%
		平成27年度	9,556	9,556	5,310	100.00%	100.00%
	危険債権	平成26年度	9,177	6,167	3,315	67.20%	48.65%
		平成27年度	8,802	5,964	3,055	67.76%	50.62%
	要管理債権	平成26年度	600	296	229	49.33%	18.16%
		平成27年度	735	375	302	51.05%	16.90%
正常債権	平成26年度	153,251					
	平成27年度	152,912					
合 計	平成26年度	175,138					
	平成27年度	172,006					

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。債務者区分の破綻先及び実質破綻先がこれらに該当します。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権です。債務者区分の破綻懸念先が該当します。

③要管理債権

「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

④正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

⑤「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計算しております。

リスク管理債権の状況

リスク管理債権は、信用金庫法に基づいて従来から開示しているもので「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」の総称です。これは、主に債務者による元金支払状況に着目した開示で貸出金のみの債権です。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分		残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成26年度末	873	614	259	100.00%
	平成27年度末	933	692	241	100.00%
延滞債権	平成26年度末	19,631	7,955	8,794	85.32%
	平成27年度末	16,702	6,307	7,678	83.73%
3ヵ月以上延滞債権	平成26年度末	58	57	1	100.00%
	平成27年度末	32	21	3	76.33%
貸出条件緩和債権	平成26年度末	542	171	66	43.95%
	平成27年度末	703	280	70	49.89%
合 計	平成26年度末	21,105	8,799	9,121	84.91%
	平成27年度末	18,371	7,302	7,993	83.25%

①破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- a. 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- b. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- c. 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- d. 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- e. 手形交換所において取引停止処分を受けた債務者

②延滞債権

未収利息不計上貸出金のうち次の２つを除いた貸出金です。

- a. 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- b. 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

③３ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

⑤なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

⑥「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

⑦「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

⑧保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

項 目		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 26 年度	325	246	－	325	246
	平成 27 年度	246	217	－	246	217
個別貸倒引当金	平成 26 年度	9,680	9,342	891	8,789	9,342
	平成 27 年度	9,342	8,223	1,444	7,898	8,223
合 計	平成 26 年度	10,006	9,589	891	9,114	9,589
	平成 27 年度	9,589	8,440	1,444	8,145	8,440

貸出金償却

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
貸出金償却	483,561	185,117



定量的開示事項

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	経過措置による 不算入額	平成27年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,263		14,456	
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,520		10,543	
うち、利益剰余金の額	2,960		4,085	
うち、外部流出予定額 (△)	216		166	
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△ 5	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	246		217	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	246		217	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,510		14,673	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	12	51	24	36
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	12	51	24	36
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	5	22	4	6
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	25	102	76	114
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	44		105	
自己資本				
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	13,465		14,568	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	127,532		129,861	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,506		△ 1,840	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	51		36	
うち、繰延税金資産	22		6	
うち、前払年金費用	102		114	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,682		△ 1,998	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額	10,984		10,560	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナルリスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	138,516		140,421	
自己資本比率				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	9.72%		10.37%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	127,532	5,101	129,861	5,194
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	129,002	5,160	131,688	5,267
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	39	1	10	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	352	14	47	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	455	18	480	19
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	29,738	1,189	31,833	1,273
法人等向け	31,160	1,246	32,144	1,285
中小企業等向け及び個人向け	29,274	1,170	29,210	1,168
抵当権付住宅ローン	9,719	388	9,433	377
不動産取得等事業向け	46	1	42	1
3ヵ月以上延滞等	5,532	221	5,145	205
取立未済手形	15	0	17	0
信用保証協会等による保証付	1,372	54	1,462	58
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,012	40	937	37
出資等のエクスポージャー	762	30	937	37
重要な出資のエクスポージャー	250	10	—	—
上記以外	20,278	811	20,923	836
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,973	78	3,480	139
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,154	126	3,074	122
上記以外のエクスポージャー	12,775	511	11,992	479
②証券化エクスポージャー	21	0	—	—
証券化 (オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化 (オリジネーター以外)	21	0	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	176	7	157	6
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,682	△ 67	△ 1,998	△ 79
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	12	0	10	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	3	0	4	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,984	439	10,560	422
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	138,516	5,540	140,421	5,616

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く) においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%



■信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
国内	435,676	439,028	175,138	172,006	112,349	112,353	－	－	12,586	10,523
国外	2,004	200	－	－	2,004	200	－	－	－	－
地域別合計	437,681	439,228	175,138	172,006	114,354	112,553	－	－	12,586	10,523
製造業	18,502	19,979	15,463	15,887	3,039	4,091	－	－	1,387	1,205
農業、林業	372	391	372	391	－	－	－	－	6	13
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、 砂利採取業	68	69	68	69	－	－	－	－	－	－
建設業	20,358	19,329	20,358	19,229	－	100	－	－	813	636
電気、ガス、 熱供給、水道業	1,237	867	596	617	640	249	－	－	2	－
情報通信業	223	360	209	199	14	161	－	－	0	4
運輸業、郵便業	5,347	6,783	2,689	2,674	2,558	4,009	－	－	692	596
卸売業、小売業	14,588	14,339	14,388	13,889	200	449	－	－	913	621
金融業、保険業	148,844	158,952	1,127	1,142	19,450	23,598	－	－	49	48
不動産業	22,228	19,446	21,928	19,046	300	400	－	－	3,250	2,127
物品賃貸業	533	394	533	394	－	－	－	－	14	－
各種サービス	1,407	1,398	－	－	376	376	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	169	154	169	154	－	－	－	－	0	0
宿泊業	6,483	6,184	6,483	6,184	－	－	－	－	2,270	2,219
飲食業	3,177	2,876	3,177	2,876	－	－	－	－	379	362
生活関連サービ ス業、娯楽業	3,912	3,587	3,912	3,587	－	－	－	－	581	574
教育、学習支援業	248	189	248	189	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	3,383	3,417	3,383	3,417	－	－	－	－	1	1
その他のサービス	10,309	10,120	10,309	10,120	－	－	－	－	538	483
国・地方 公共団体等	104,834	100,160	20,959	22,572	81,777	75,542	－	－	－	－
個人	48,735	49,334	48,735	49,334	－	－	－	－	1,684	1,628
その他	22,714	20,889	24	24	5,995	3,575	－	－	－	－
業種別合計	437,681	439,228	175,138	172,006	114,354	112,553	－	－	12,586	10,523
1年以下	117,969	109,696	42,244	39,447	16,156	15,498	－	－		
1年超3年以下	96,109	113,824	12,481	15,264	32,628	27,060	－	－		
3年超5年以下	40,577	41,144	19,088	17,808	17,689	20,536	－	－		
5年超7年以下	31,173	34,071	17,558	18,203	12,614	15,868	－	－		
7年超10年以下	67,457	57,242	27,117	26,485	26,740	25,157	－	－		
10年超	54,267	52,464	48,535	47,101	5,732	5,363	－	－		
期間の定め のないもの	30,127	30,784	8,115	7,698	2,792	3,069	－	－		
残存期間別合計	437,681	439,228	175,138	172,006	114,354	112,553	－	－		

（注） 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」のうち、債券は外国証券・投資信託・その他の証券の合計金額を掲載しております。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌38ページの「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減」と同一内容のため、省略しております。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
製造業	642	450	450	550	173	70	469	379	450	551	66	14
農業、林業	3	2	1	12	－	－	2	2	2	12	3	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、 砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	447	387	387	335	95	78	352	309	387	335	192	37
電気、ガス、 熱供給、水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	113	115	115	108	－	3	113	112	115	108	－	－
卸売業、小売業	486	387	387	263	133	128	353	259	387	263	47	69
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	2,135	1,917	1,916	1,138	311	760	1,823	1,159	1,917	1,136	59	17
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
各種サービス	155	162	161	169	－	－	154	161	162	170	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	2,124	2,111	2,110	2,045	46	28	2,077	2,083	2,111	2,045	1	－
飲食業	188	212	211	251	4	13	183	216	212	234	9	－
生活関連サー ビス業、娯楽業	175	395	395	227	34	189	141	205	395	228	43	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	2,124	2,125	2,124	2,141	9	10	2,114	2,114	2,125	2,142	11	7
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	1,080	1,071	1,071	968	76	159	1,004	891	1,071	989	50	37
合 計	9,680	9,339	9,339	8,219	889	1,444	8,791	7,895	9,339	8,219	484	184

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	110,068	—	102,910
10%	—	4,552	—	4,807
20%	4,700	151,501	4,899	160,759
35%	—	27,005	—	26,364
50%	1,500	10,408	4,600	8,754
75%	—	68,107	—	68,100
100%	300	55,962	300	53,139
150%	—	3,575	—	3,922
250%	—	—	—	670
1,250%	—	—	—	—
合 計	437,678		439,228	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスクに削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		10,202	10,452	34,666	35,117	－	－
①	ソブリン向け	－	－	174	58	－	－
②	金融機関向け	－	－	－	－	－	－
③	法人等向け	3,518	3,300	3,427	3,478	－	－
④	中小企業等・個人向け	6,347	6,806	30,995	31,564	－	－
⑤	抵当権付住宅ローン	326	335	－	－	－	－
⑥	不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
⑦	3ヵ月以上延滞等	10	10	68	17	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	65	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーの額は、投資信託の該当金額を計上しております。

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、該当項目の取扱いがありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成26年度		平成27年度		平成26年度		平成27年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	41	—	—	—	0	—	—	—
50%	22	—	—	—	0	—	—	—
100%	2	—	—	—	0	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	65	—	—	—	0	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、該当項目の取扱いがありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

当金庫では、該当項目の取扱いがありません。

■出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等	1,261	1,261	1,214	1,214
非上場株式等	1,513	1,513	2,183	2,183
合 計	2,774	2,774	3,397	3,397

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、投資信託等の裏付け資産のうち出資等に該当するものを一括計上しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
売 却 益	59	64
売 却 損	－	6
償 却	－	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	369	166

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショック値に対する損益・経済価値の増減額	1,923	1,531

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックとして銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を1～4年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。
銀行勘定の金利リスク（1,531百万円）＝運用勘定の金利リスク量（1,637百万円）＋調達勘定の金利リスク量（△106百万円）



定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金、信金中央金庫が引受けた非累積的永久優先出資金、資本剰余金及び利益準備金により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	山梨信用金庫	信金中央金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	4,063百万円	6,300百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率の状況について、国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一主義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信管理の基本的な理念や、手続き等を明示した「信用リスク管理要領」に則り、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫は小口多数の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには過度な与信集中によるリスクの抑制のために、大口与信先の管理を毎月開催しているALM委員会で検討するなど、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、信用リスクの計量化に向けては、信用格付制度の導入等インフラ整備を含めた整備を進めております。以上、信用リスク管理の状況や重要事項については、常勤役員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。個別案件の審査・与信管理におきましては、審査部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による審査会を定期的に開催し、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」に則り協議検討しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「資産の償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに（優良）担保・保証等を除いた未保全額に対して、貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて計算するなど、債務者の支払能力を総合的に勘案し必要と認められる額を計上しております。なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・スタンダード&プアーズ社・ムーディーズ社
・R&I社・JCR社

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも保全的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として信用保証協会、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当いたします。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会は政府保証と同様、しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付けにより判定しております。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。また、当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常勤役員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針

の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」等に基づき、適正な運用・管理を行っております。

一方、オリジネーター業務については、現在取扱はありません。

ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

二. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・スタンダード&プアーズ社・ムーディーズ社
- ・R&I社・JCR社

7. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

リスクの認識については、当金庫が定める「市場関連リスク管理要領」等に基づき、時価評価及び各リスクファクターごとのリスク量を把握するとともに、運用状況について定期的に経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により損失が発生しうる危険をいい、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクが含まれます。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「極小化すべきリスク」であると認識し、各リスク管理主管部署ならびに担当部署からの報告に基づき、リスク管理の統括部署である常勤役員会において、重要な事項について協議し、必要に応じ理事会に付議・報告を行っております。

事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険性を把握し、規程や事務取扱要領等の指導を図るとともに、各種研修会や会議等を通じて厳正な事務処理の徹底を図っております。

また、お客様から寄せられた苦情や日々の業務の中で発生した事務ミスについて、適正に把握・一元管理し原因分析や改善策の検討を行い再発防止に役立てるとともに事務水準の向上に努めております。

システムリスク管理においては、経営方針、経営計画に従い、当金庫の情報資産保護のための管理体制を整備し、保護されるべき情報資産の範囲や管理すべきリスク、管理体制、万一、コン

ピューターシステムに障害が発生した場合のシステム対応等について「システムリスク管理要領」に定め管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、お客様相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報および情報セキュリティの強化、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当金庫は基礎的手法を採用しております。

9. 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動に伴い保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいますが、当金庫では、定期的にリスク量の計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定のリスクについて、一定の金利ショックを想定した場合のリスク量を計測し、定期的あるいは必要に応じALM委員会、常勤役員会で協議・検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計 測 手 法：GPS（グリット・ポイント・センシビリティ）方式
- ・コ ア 預 金：流動性預金（当座、普通、貯蓄等）について、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期を5年以内（平均2.5年）とする。
- ・金利ショック：1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショック
- ・計 測 対 象：預貸金、有価証券、預け金、その他の金利感応資産・負債
- ・リスク計測の頻度：月次（前月末基準）

10. 連結の範囲に関する事項等

当金庫には、子会社として富士ビジネスサービス株式会社があります。山梨信用金庫グループとして連結された財務諸表は、連結財務諸表規則第5条第2項で規定される重要性の原則により、作成しておりません。このため連結財務諸表を基礎とする諸指標は算出しておりませんが、連結自己資本比率についてのみ「平成18年金融庁告示第21号」に準じて算出しております。

各種経営指標については山梨信用金庫単体のものをご参照ください。



山梨信用金庫グループの主要な事業の内容

当金庫、子会社 1 社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務などのサービスを提供しております。

山梨信用金庫グループの事業系統図



子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当金庫 議決権比率	子会社等の 株式の所有割合
富士ビジネスサービス株式会社	甲府市中央1-12-36	物品販売・金庫用途品管理	平成5年3月2日	20	100.0%	－

連結自己資本比率

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社の富士ビジネスサービス株式会社との連結自己資本比率は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	経過措置による 不算入額	平成27年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,259		14,451	
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,520		10,542	
うち、利益剰余金の額	2,956		4,080	
うち、外部流出予定額 (△)	216		166	
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△ 5	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－		－	
うち、為替換算調整勘定	－		－	
うち、退職給付に係るものの額	－		－	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	246		217	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	246		217	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格引当金調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45/パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,505		14,669	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	12	51	24	37
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	12	51	24	37
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	5	22	4	6
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
退職給付に係る資産の額	25	102	76	114
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る10/パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る15/パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	－	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	44		105	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	13,461		14,563	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	127,283		129,842	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,506		△ 1,840	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	51		37	
うち、繰延税金資産	22		6	
うち、退職給付に係る資産	102		114	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,683		△ 1,998	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,984		10,509	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナルリスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	138,267		140,352	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.73%		10.37%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項		④有価証券に関する指標	P35
(1) 事業の組織	P12	イ. 有価証券の残存期間別残高	
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	P12	ロ. 有価証券の種類別の平均残高	
(3) 会計監査人の氏名又は名称	P26	ハ. 預証率の期末値及び期中平均値	
(4) 事務所の名称及び所在地	P22	4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
2. 金庫の主要な事業の内容	P13	(1) リスク管理の体制	P14
3. 金庫の主要な事業に関する事項		(2) 法令遵守の体制	P16
(1) 直近の事業年度における事業の概況	P2	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	P6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	P32	(4) 金融 ADR 制度への対応	P16
①経常収益		5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
②経常利益又は経常損失		(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	P25
③当期純利益又は当期純損失		(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	P37
④出資総額及び出資総口数		①破綻先債権に該当する貸出金	
⑤純資産額		②延滞債権に該当する貸出金	
⑥総資産額		③三ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	
⑦預金積金残高		④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
⑧貸出金残高		(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	P39
⑨有価証券残高		(4) 次に掲げるものに関する取得時価及び評価差額	
⑩単体自己資本比率		①有価証券	P36
⑪出資に対する配当金		②金銭の信託	P36
⑫職員数		(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	P38
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	P32	(6) 貸出金償却の額	P38
①主要な業務の状況を示す指標	P32	(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	P26
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率		6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	P31
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支			
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘			
ニ. 受取利息及び支払利息の増減			
ホ. 総資産経常利益率			
②預金に関する指標	P33		
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高			
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高			
③貸出金等に関する指標	P34		
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高			
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高			
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額			
ニ. 使途別の貸出金残高			
ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合			
ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値			



©YAMANAGISHINKIN BANK



〒400 - 0032 甲府市中央1-12-36 <http://www.yamasin.jp/>

お問い合わせは 総合企画部 TEL : 055 (225) 0213



この印刷物は環境にやさしいVOC(揮発性有機化合物)
成分フリーの植物油型インキを使用して印刷しました。



この印刷物は色覚障害の方に配慮し制作しています。